

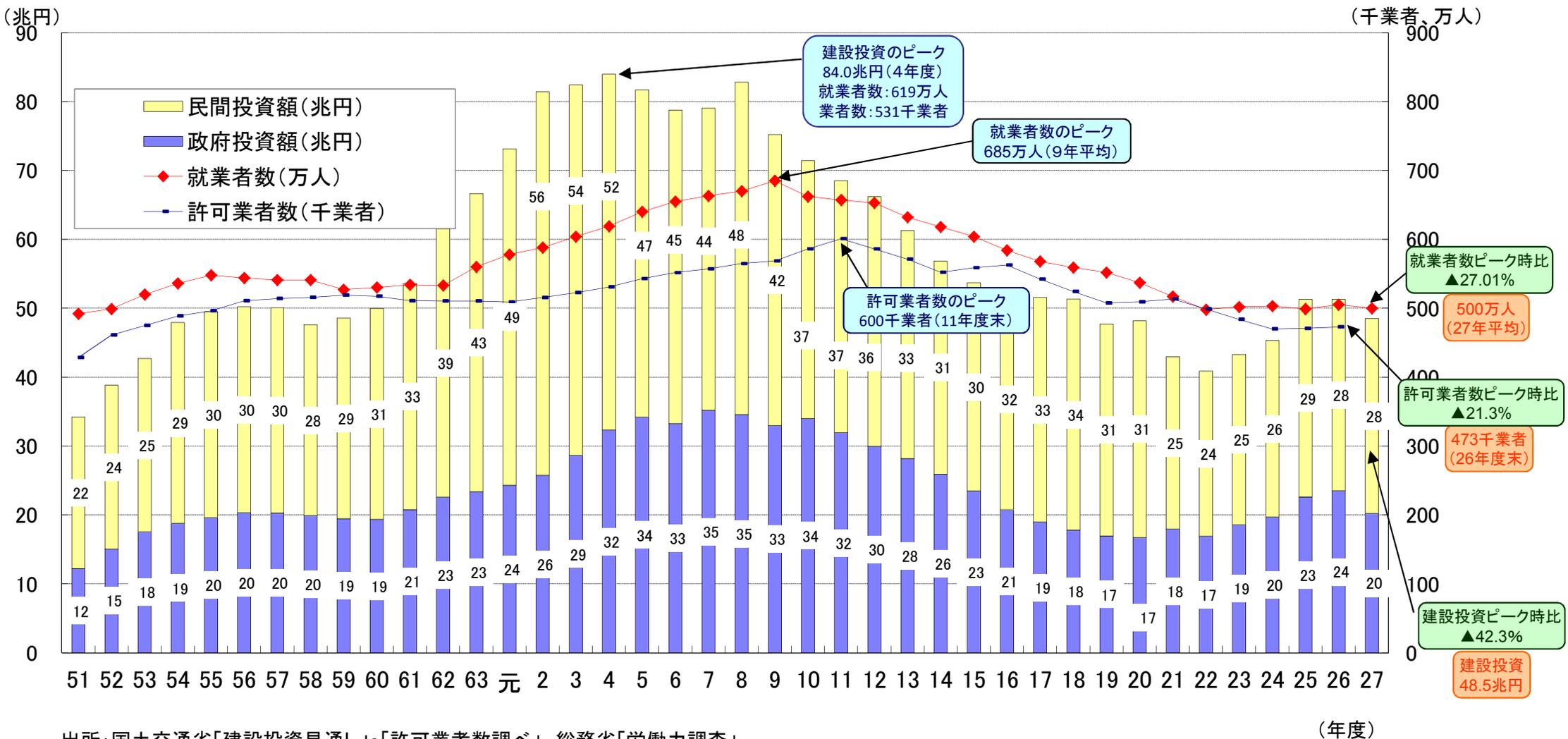
改正建設業法について

平成28年5月
国土交通省 北陸地方整備局 建政部

1. 建設業をとりまく最近の話題

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、27年度は約48兆円となる見通し（ピーク時から約42%減）。
- 建設業者数（26年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（27年平均）は500万人で、ピーク時（9年平均）から約27%減。



出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成24年度まで実績、25年度・26年度は見込み、27年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{*1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{*2}」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正 (H26.6.4施行)

■ **基本理念の追加**：将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等

基本理念を実現するため

■ **発注者の責務**（予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等）を明確化
■ **事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正**

基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

運用指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

- **ダンピング対策の強化**（入札金額内訳書の提出）
- **公共工事の適正な施工**（施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大）

適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記

- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業は公布から2年以内に施行)

- **建設工事の担い手の育成・確保**（建設業者団体や国土交通大臣の責務）
- **適正な施工体制確保の徹底**（解体工事業の新設、暴力団排除の徹底）

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

- 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

- 経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価
- 主任技術者の資格要件の緩和 等

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

- H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
- H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
- H26.6.4
公布・施行

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加

- ・ 現在及び将来の公共工事の品質確保
- ・ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

○基本理念として、以下を追加

- ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
- ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- ・ 災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
- ・ ダンピング受注の防止
- ・ 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- ・ 技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定

効果

- ・ 最新単価や実態を反映した予定価格
- ・ 歩切りの根絶
- ・ ダンピング受注の防止 等

○不調、不落の場合等における見積り徴収

○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定

○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進 等

☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

○技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約

○段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減

○地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注

○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力

○国等が講じる基本的な施策を明示 (基本方針を改正)

○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成**

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- **国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

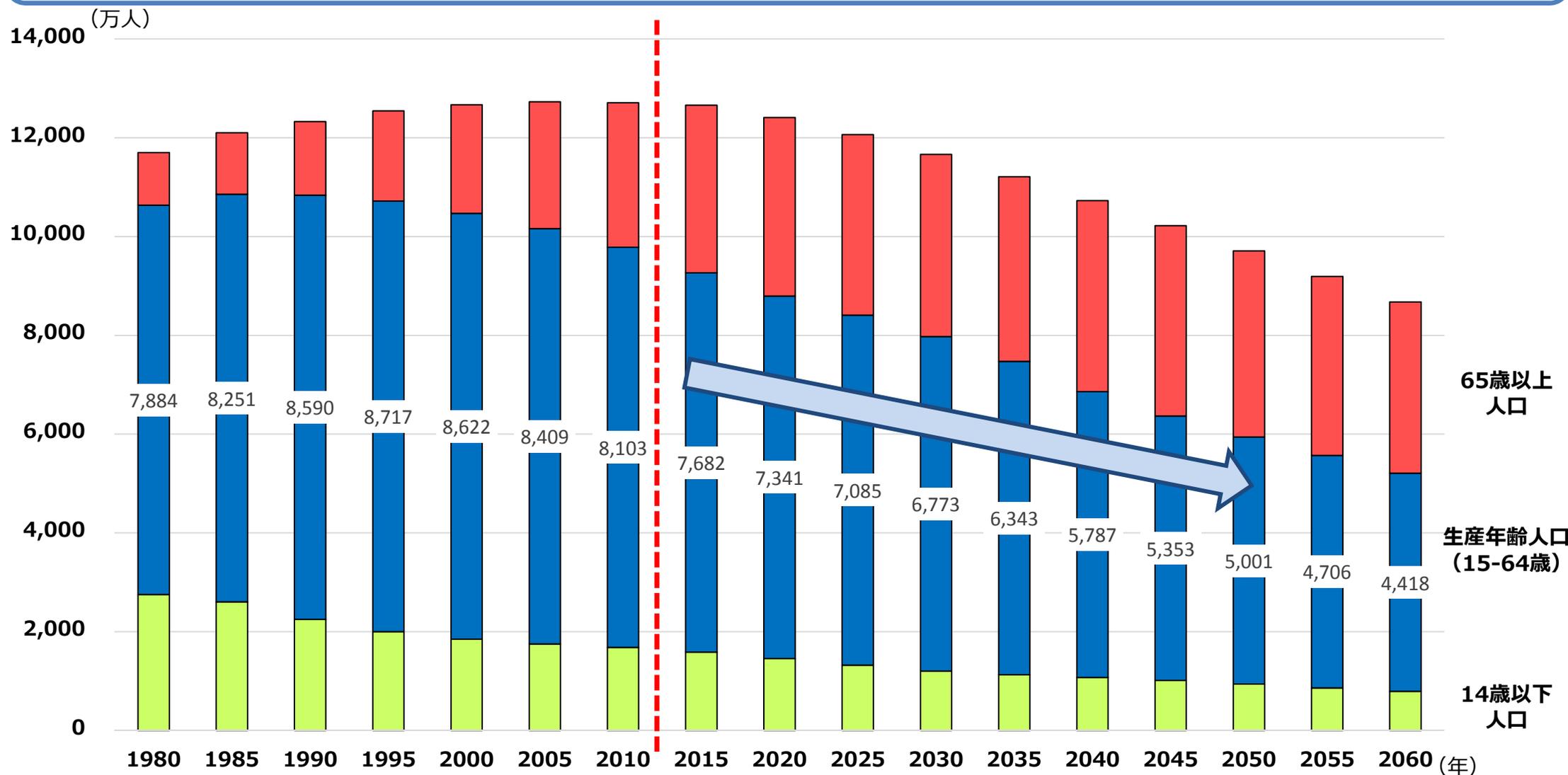
各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

我が国の労働力人口の将来推計

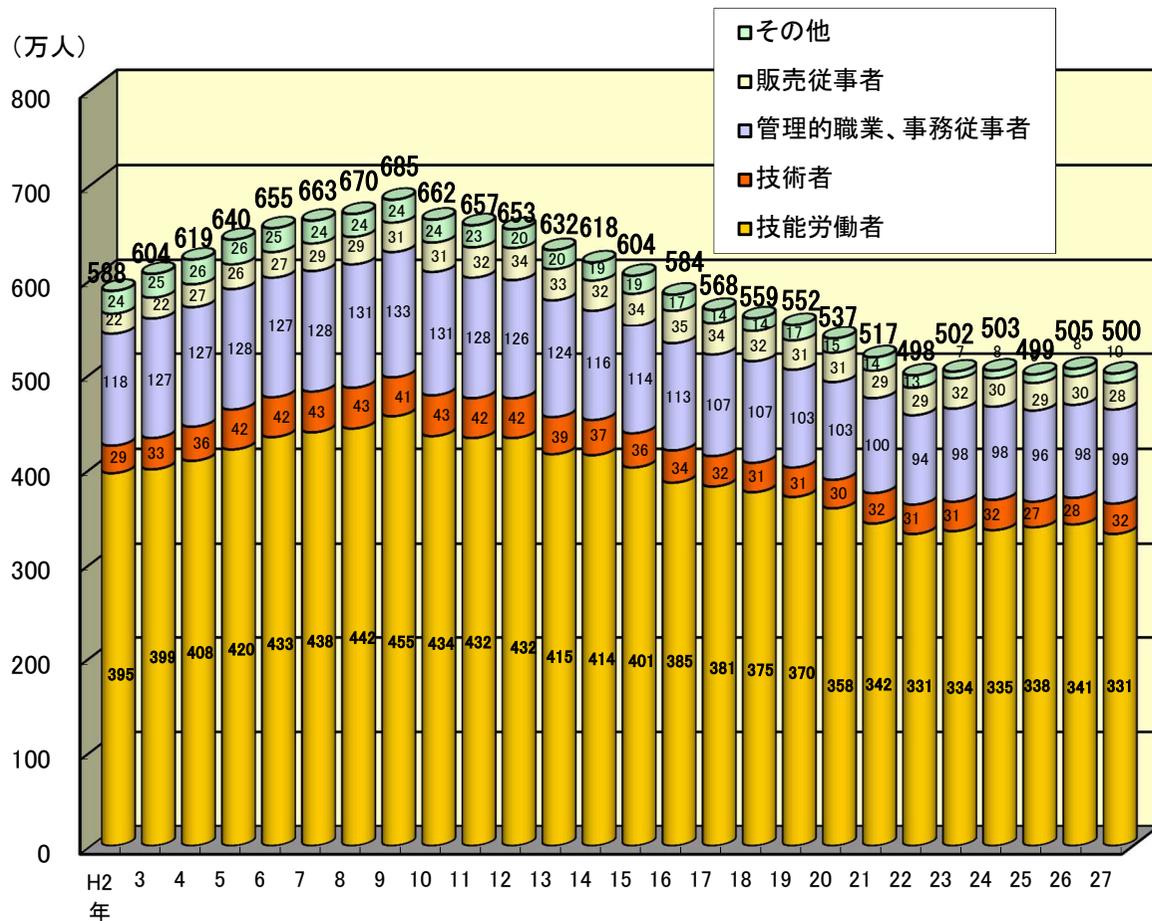
○ 我が国の生産年齢人口（15-64歳人口）は、2060年には4,418万人まで大幅に減少する見通し。



出所：2010年まで総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

技能労働者等の推移

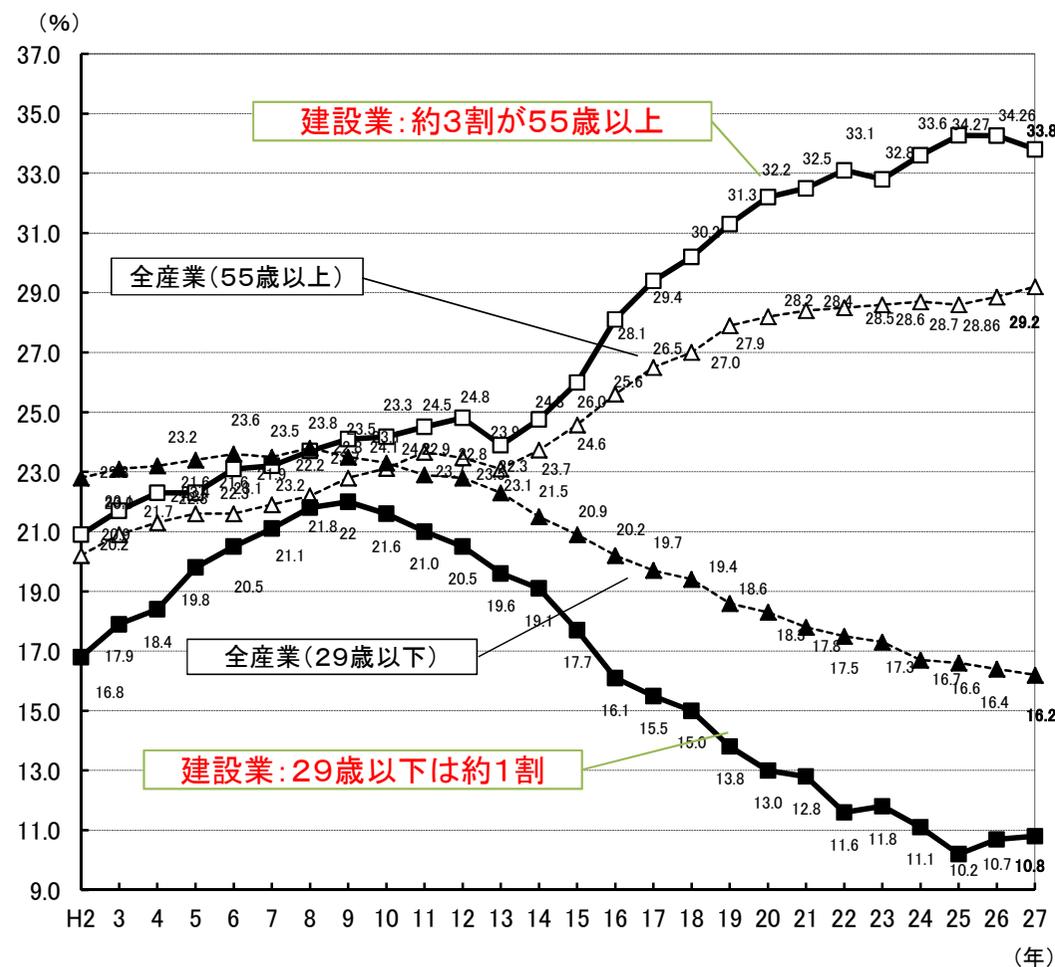
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 500万人(H27)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 32万人(H27)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 331万人(H27)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

建設業就業者の高齢化の進行

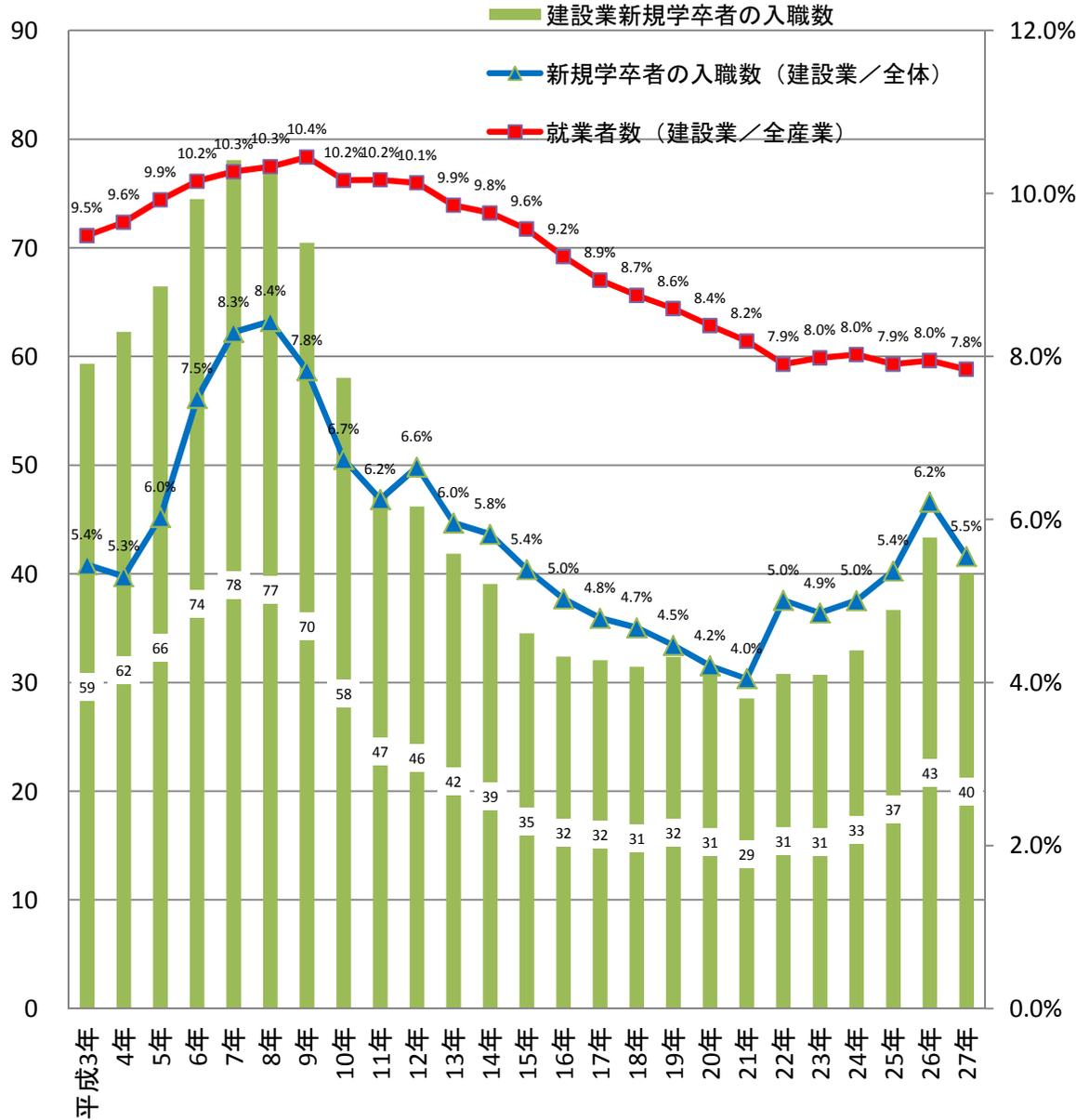
- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成26年と比較して55歳以上が約4万人減少、29歳以下は同程度(平成27年)



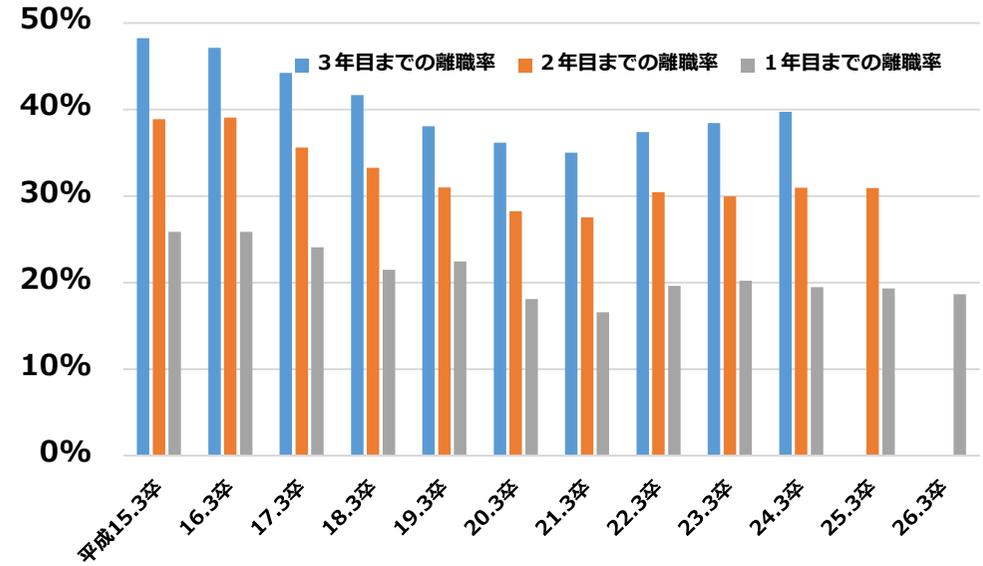
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

新規学卒者の建設業への入職状況

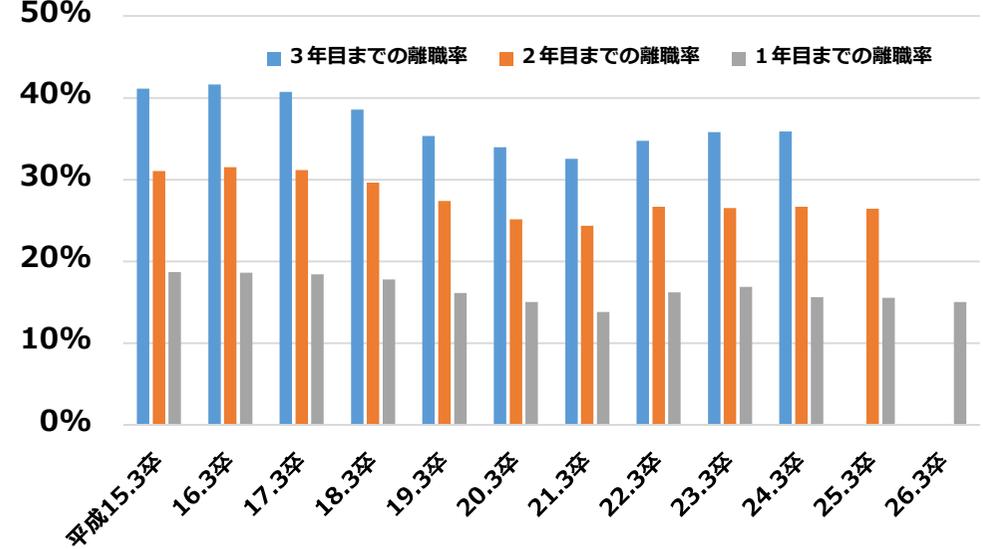
(千人)



離職率の推移 (建設業)



離職率の推移 (全産業)



出所: 文部科学省「学校基本調査」及び総務省「労働力調査」

出所: 厚生労働省「新規学卒者の事業所規模別・産業別離職状況」

- 今後、建設業において高齢化等により技能労働者が大量に離職することが見込まれ、将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持を図るためには、建設業の将来を担う若者の入職・定着を促し、人材を確保することが最重要課題。
- 加えて、労働力人口が総じて減少する中、我が国の経済発展に資する社会資本の効果的な整備を図るため、人材確保と並ぶ対策の柱として、生産性向上を推進することが不可欠。
- このため、若者にとって魅力ある建設業を目指し、処遇改善を中心として担い手確保・育成対策の更なる強化を図るとともに、新技術・新工法の活用、重層下請構造の改善等、建設生産システムにおける生産性の向上に官民一体となって取り組むことで、将来の担い手確保に強い決意で臨む。

処遇改善を中心とする担い手の確保・育成

建設生産システムにおける生産性の向上

処遇改善の徹底

見通しの確保

若者や女性の更なる活躍等

適切な賃金支払の浸透と社会保険加入の促進

労務単価の上昇分が確実に技能労働者に支払われるよう官民で取り組む
平成29年度を目標に許可業者100%の保険加入に向けた更なる取組の強化

- 元請企業による優良な職長に対する手当の支給などの支援の普及【業界】
- 未加入対策に関する新たな施策等について、行政、建設業界双方の担当者に周知を図るため、全国10ブロックで説明会（キャラバン）を開催
- 民間発注者に対し法定福利費を含む適正価格での発注を働きかけ（先進的取組の水平展開）
- 一次下請企業を社会保険加入業者に限定する措置を8月から全ての直轄工事に拡大（試行）
- 社会保険加入指導の前倒し（現在、許可更新時に行っている保険の加入指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒しで指導を実施）
- 元請・下請間での法定福利費の確実な移転方策について検討
- 入退場記録を含む就労履歴の管理システムを官民で早急に構築

→加入状況の確認を実効的に行える環境整備（併せて、技能・経験に応じた適正な評価・処遇、現場の安全管理等に資する）

ダンピング対策の強化、歩切りの根絶

適正利潤の確保のため、改正品確法の趣旨を発注の現場で更に徹底

- 低入札価格調査制度等の未導入の地方公共団体に対して個別に導入を要請
- 歩切りの実態調査の結果を踏まえ、地方公共団体に対し早期見直しを再度強く要請（夏頃を目処にフォローアップ調査を実施。歩切りの廃止に理解をいただけない団体は、必要に応じて個別に発注者名を公表）

建設業における休日の拡大（週休2日の実現）

若者が働きやすい職場づくりのため、適正工期の確保等を通じ週休2日をはじめ休日を拡大

- 週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適正な工期設定の推進
- 直轄工事で週休2日のモデル工事の実施
- 適正工期の設定に加え、現場での工程管理の徹底、短工期受注の改善等により、官民で週休2日制（4週8休）の実現を目指す

安定的・持続的な建設事業の見通しの確保

公共投資の急激な増減は、不適格業者の参入、ダンピング受注を通じた処遇の悪化等、担い手確保に大きな副作用をもたらした経験を共有

- 公共事業予算の安定的・持続的な確保

若者の早期活躍の促進、教育訓練の充実強化

若者の入職・定着の促進に向けた更なる環境整備

- 技術検定の受験要件を大幅に緩和（2級のすべての種目で実務経験なしで学科試験の受験を可能とする。秋頃に政令を改正し来年度の試験から適用開始予定）
- 工業高校で実施しているキャラバンを、今年度は小中学校、普通高校へ実施対象を拡大
- 地域連携ネットワークによる教育訓練体系の構築を引き続き支援するとともに、職種ごとに職業能力基準（技能レベル）を示し、教育訓練に必要なプログラム・教材等を整備

女性の更なる活躍の推進（5年で女性倍増を目指し、官民挙げて行動計画を实践）

女性が働きやすい現場環境の整備や地方レベルの女性活躍を推進し、女性活躍の定着を図る

- 女性の活躍に地域ぐるみで取り組む活動に対して支援
- 直轄工事で男女別のトイレ、更衣室等の設置を展開（積算上で配慮）
- 今夏中目途に「建設業・女性活躍応援ケースブック」を作成し、先進事例を水平展開（女性に対応した作業着や工具等の活用、フレックス朝礼や現場直行直帰の導入等、女性が働きやすい現場環境改善の実践事例やノウハウ、改善のポイント等を紹介）

施工の標準化・省力化・効率化

人材・資機材の効率的な活用

重層下請構造の改善

新技術・新工法の活用等

■ 情報化施工、プレキャスト化等の推進

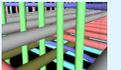
施工の省力化・効率化

- 「ロボット新戦略」に基づく情報化施工、無人化施工の拡大
- プレキャスト化（工場製品の活用等）による施工の省力化・効率化

■ CIM等の導入・活用等の推進

システム全体の『見える化』による効率化・高度化

- CIMを活用する試行工事の更なる拡大
- 民間建築工事におけるBIMの活用推進【業界】



配筋シミュレーション3次元モデル
図面等の整合性確保等により手戻り等を

適正工期の設定、工程管理等の円滑化等

■ 工程表・クリティカルパスの受発注者間の共有

情報共有や対応の迅速化による現場運営の効率化

- 適正工期の設定、工程管理のため、国交省・日建連においてモデル工事を実施、フォローアップ

■ 民間工事等における生産性向上の実践事例を官民連携して水平展開
生産性向上のベストプラクティスを普及促進

■ 公共建築工事における適切な工期設定の推進

地方公共団体と連携し、宮繕工事における適切な工期設定の考え方を、公共建築工事全般に拡充

○ 民間建築工事における設計・施工一括方式の活用や民間発注者との発注見通しの共有等の生産性向上の好事例を水平展開
(このほか、設計図書の不備の解消、労務の効率化等を含め民間工事等における生産性向上の実践事例を収集・分析、効果的な水平展開の方策を検討)

■ 適切な発注関係事務の実施

○ 公共工事における適切な施工条件の明示、適切な設計変更、受発注者間の業務の効率化等

施工時期等の平準化

■ 公共工事における施工時期等の平準化

年度内の工事量の偏りを解消し年間を通じた工事量が安定することで人材・機材の実働日数の向上等を図る

技術や技能・経験等に応じた人材の配置

■ 現場配置技術者の効率的な活用
社会経済情勢の変化を通じ実態に合った技術者の効率的活用を促進

○ 直轄工事で今年度当初予算から国庫債務負担行為の柔軟な活用・運用を開始

○ 技術者配置に関する金額要件を引上げ
(今後、物価上昇、消費税増税等を踏まえ、具体的な引上げ額を検討し、秋頃目途に、政令改正を予定)

○ 余裕期間の設定

・ 監理・主任技術者の専任配置が必要な請負金額の緩和
・ 監理技術者の配置が必要な下請契約の合計金額の緩和

○ 直轄工事における平準化施策の内容等を地域発注者協議会などを通じて各発注機関に周知・共有し地方公共団体における施工時期等の平準化の取組拡大を促進

○ 一定の要件を満たす官公需適格組合内での技術者配置要件の緩和（組合員からの技術者の在籍出向）

■ 就労履歴管理システムの早急な構築（再掲）
技能・経験等の『見える化』による、技能・経験に応じた効率的な人材配置の促進

行き過ぎた重層化の回避

行き過ぎた重層化の回避により、元請企業による工程管理や下請企業との連絡調整の円滑化、効率的な施工を促進。重層化に伴う間接経費の増加や下請の労務費に対するしわ寄せを抑制

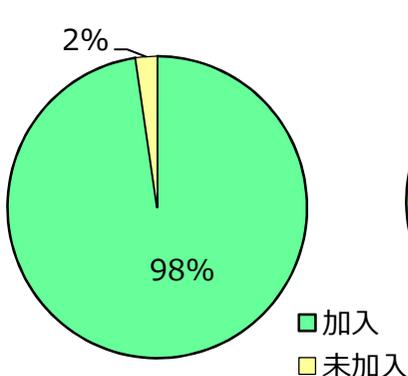
○ 日建連において平成30年度までに可能な分野で原則2次以内を目指す
・ 会員企業による段階的な下請回数目標の設定を推進
・ 元請は1次下請に対し平成30年度までに再下請契約について原則2次以内とするよう指導 等

○ 効果的な方策の検討に向けて、今年度、実態調査を実施
・ 工種、工事規模別の施工体制の実態を調査し、行き過ぎた重層下請契約及びその発生要因を分析
・ 既に実施されている下請回数抑制に向けた具体的な取組を分析するとともに、不要な下請契約の回避に資する方策を検討

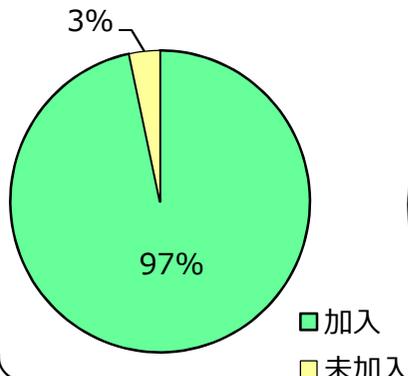
- 公共事業労務費調査（平成27年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+1.4%]、**健康保険では97%** [対前年度比+2.4%]、**厚生年金保険では96%** [対前年度比+2.5%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では82%** [対前年度比+2.8%]、**健康保険では77%** [対前年度比+4.5%]、**厚生年金保険では74%** [対前年度比+5.0%] となっています。

企業別

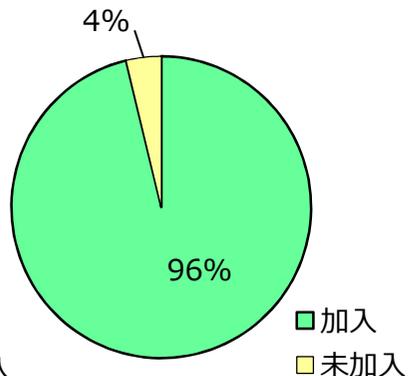
<雇用保険>



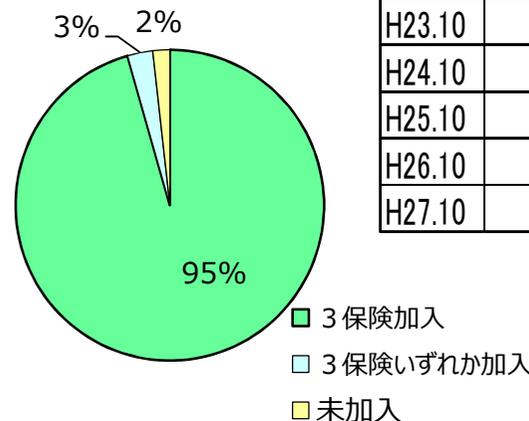
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>

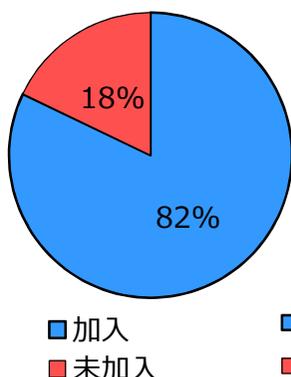


企業別・3保険別加入割合の推移

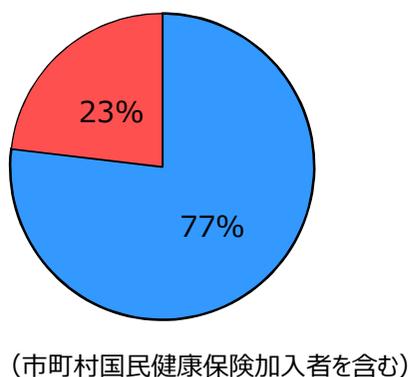
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%

労働者別

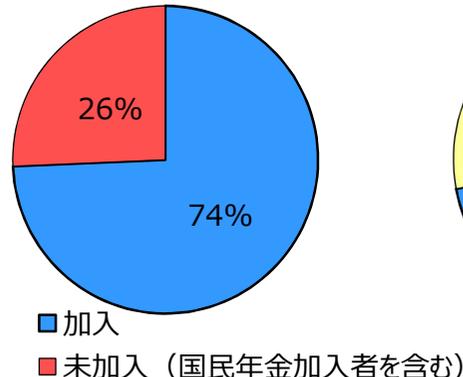
<雇用保険>



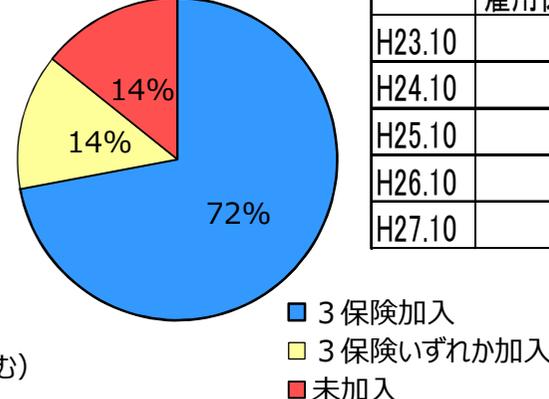
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>



労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%

社会保険等未加入対策について

総合的対策の推進

行政による チェック・指導	<H24. 7~> ○経営事項審査における減点幅の拡大	<H24. 11~> ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に
--------------------------	---	---

直轄工事における対策	<H26. 8~> ○下請金額の総額が3千万円以上の工事における社会保険等未加入建設企業の通報・加入指導等の実施 ○元請企業及び下請金額の総額が3千万円以上の工事における一次下請企業を社会保険等加入企業に限定 <H27. 4~> ○下請金額の総額が3千万円未満の工事においても、社会保険等未加入建設企業の通報・加入指導等の実施 <H27. 8~> ○下請金額の総額が3千万円未満の工事においても、一次下請企業を社会保険等加入企業に限定する措置を試行
-------------------	--

下請企業への指導(下請指導ガイドライン)	法定福利費の確保
<H24. 11~> ○協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。 ○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。 ○2次以下についても、確認・指導。 ○新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。等 <H27. 4~> ○法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを記載(下請企業が再下請に出す場合も同様)。 ○提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載。 ○平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましいと記載。	<H24. 4~直轄工事の予定価格への反映> ○現場管理费率式(土木、平成24年4月から)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分、平成25年10月から)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分、平成25年4月から)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。 <H25. 9~法定福利費を内訳明示した見積書(標準見積書)の活用> ○各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を一斉に開始。 <H26. 1~民間発注者への働きかけ> ○主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。 <H27. 1~法定福利費の確保に向けた関係者の申し合わせ> ○平成27年1月19日に建設業関係団体からなる第4回社会保険未加入対策推進協議会を開催し、元請企業は、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示すること等について申し合わせ。 <H27年度~元下間での法定福利費の確実な移転に向けた取組> ○法定福利費を内訳明示する能力向上を図るため、建設業会計に関する研修(原価管理等)を実施。 ○別枠支給、事後精算等の方策について、法令改正や請負契約における措置等の幅広い観点から検討。 <H27年度~民間発注者への働きかけ> ○民間発注者に対し法定福利費を含む適正価格での発注を働きかけ(先進的取組の水平展開) <H27年秋以降~社会保険加入指導の前倒し> ○現在、許可更新時に行っている保険の加入指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒しで指導を実施。

周知	地方への周知徹底(社会保険等未加入対策地方キャラバン) ○平成27年5月~7月に全国10箇所(各地方整備局のブロック毎に1箇所)で開催し、施策の周知及び意見交換を実施。	Q & A, 周知用リーフレットの作成 ○社会保険未加入対策に係るQ & Aを作成し、ホームページで公表。 ○一人親方の労働者性・事業者性の判断基準に関するリーフレットを作成。
-----------	--	---

目指す姿	実施後5年(平成29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。
これにより、	○ 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保 ○ 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

全職種平均

 全 国 (17,704円) 平成27年2月比 ; **+4.9%** (平成24年度比 ; **+34.7%**)
被災三県 (19,457円) 平成27年2月比 ; **+7.8%** (平成24年度比 ; **+50.3%**)

※ 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

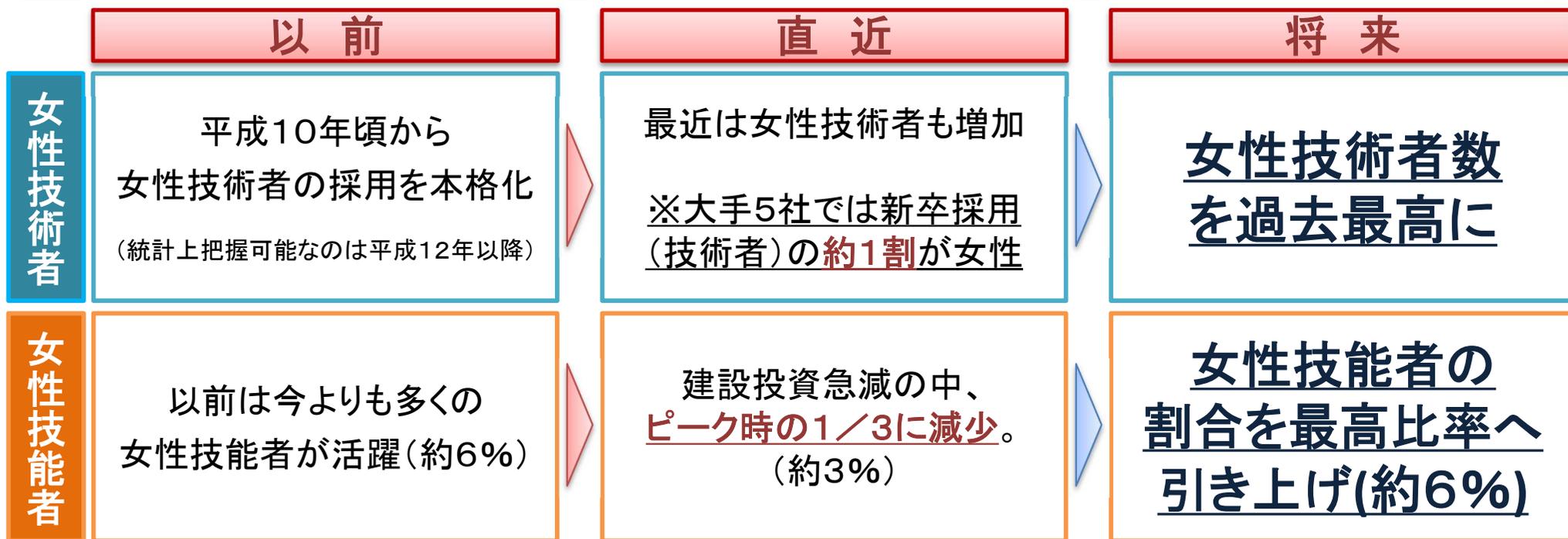
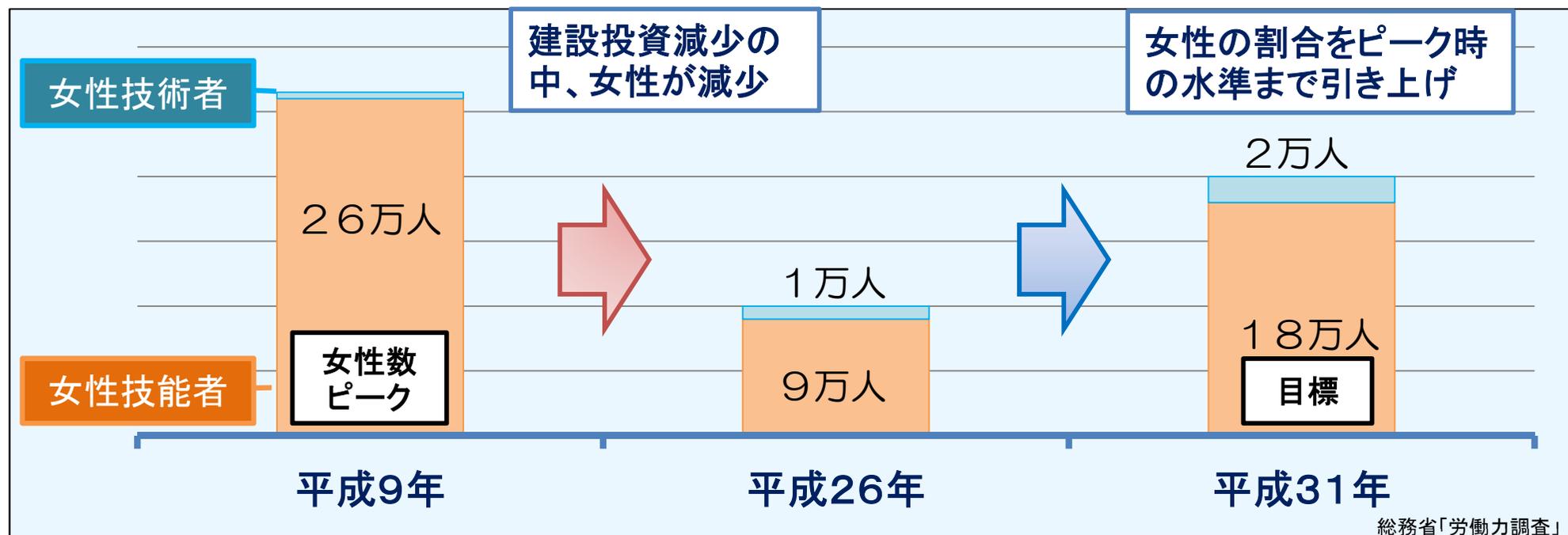
参考 : 近年の公共工事設計労務単価の伸び率

	H25	H26	H27	(H24比)
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	(+28.5%)
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	(+39.4%)

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値

女性技術者・技能者を5年で倍増

10万人 ⇒ 20万人



建設業における女性の更なる活躍に向けて

5年で女性倍増を目標として掲げた「もっと女性が活躍できる行動計画」策定（H26.8に官民共同で策定）を契機に、女性活躍の機運が高まっている

○モデル工事実施状況

全国各地で女性技術者の登用を促すモデル工事を着実に公告・実施

○女性応援ポータルサイト

H26.9末のポータルサイト「建設産業で働く女性がカッコいい」開設後、随時情報更新。



H26建設マスター受賞女性座談会(11/12掲載)



女性活躍応援企業一覧コンテンツ開設(4/3開設)

建設産業を支える女性たちに学生が100の質問(H27/3/24掲載)

○フォーラム開催など

全国建設業協会において、

- ・女性活躍フォーラムの開催
- ・ロードマップを作成し、全国展開



女性の活躍応援フォーラム(H26.11)



ロードマップ作成(H27.3)

○なでしこ工事チームの活躍

H26.8.18の第1号登録以降各社がチームを立ち上げ、**女性が働きやすい環境整備を実施**。(日建連)



外環大和田女子会



チームJIAI

○現場環境マニュアルの整備

『**「けんせつ小町」が働きやすい現場環境マニュアル**』を策定(H27.4.13公表)(日建連)

現場環境改善の具体的施策をMUST(義務的措置)とBEST(望ましい取組)に分けて提示



(例)

- ・女性専用の仮設トイレ整備(MUST)
- ・時差出勤制度の導入(BEST)

○新卒技術女性採用数・割合の増加

日建連の主要会員企業33社におけるH27年度新卒採用数・割合の増加

※技術系**女性採用者合計数**(主要33社)

→ **昨年度比約4割増**



H26 H27 技術系女性職員新卒採用数(主要33社)

今後は、更なる女性の活躍・定着を目指し、**官民一体となって具体的に現場を変えていくステージ**

○実態調査、課題抽出、先進事例の公表

建設業団体等を通じ、女性や経営者に幅広く実態調査を実施

『建設業女性活躍ケースブック』の作成・水平展開【今夏中目処】

女性が働きやすい現場環境の実践事例、ノウハウ、改善ポイントを紹介



女性に対応した工具の活用



家庭と両立できる現場環境づくり

調査結果の公表

女性就業人数、比率
産休・育休制度導入率

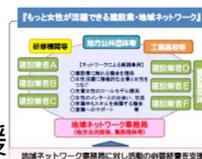
ヒアリング、課題の抽出

活躍にあたっての改善点の
具体事例の収集

課題解決策を具体的に検討

○地域での定着推進【平成27年度予算事業】

地域ぐるみで女性活躍を推進する取組を全国に根付かせ、その裾野を広げるため、地域のネットワークが協働して行う活動を支援(全国12箇所の取組支援)



○直轄工事での取組・検討を推進【随時】

- ・トイレや更衣室等の積算上の配慮についての検討継続
- ・「建設現場における仮設トイレの事例集」策定
- ・モデル工事の実施、結果のフィードバック



仮設トイレ事例集策定(H27.6)

○戦略的広報の実施【随時】

- ・女子小中学生を対象とした夏休み現場見学会の実施(日建連)
- ・国交省広報紙「国土交通」における発信
- ・子供霞ヶ関見学デーでの女性活躍の発信
- ・ポータルサイトの更なる充実等



女子小中学生現場見学会(H27.7-8)



こども霞ヶ関ツアー(H27.7)



広報紙「国土交通」(H27.6.7月号)

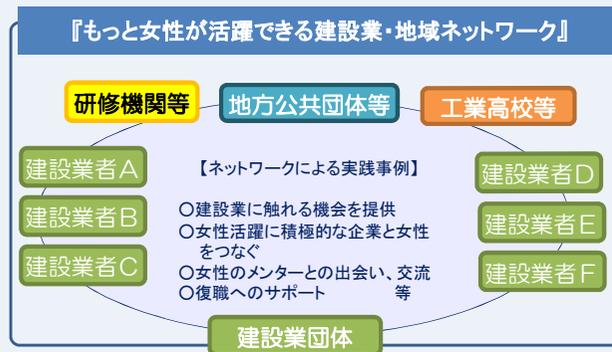
- 建設業における女性活躍は、官民挙げた『もっと女性が活躍できる建設業行動計画』（昨年8月策定）を受け、『5年以内に女性倍増』を目指して官民で様々な取組がスタート
- 昂じている機運を業界全体で持続・浸透させ取組を加速化するためには、地域ぐるみの活動の更なる深化・定着の推進とともに、建設業の女性進出で大きな課題と指摘される分野への重点対応と、他産業の創意・活力の活用・取込みを通じた女性活躍の基盤固めが不可欠

女性活躍のための課題に重点的に即応した対策を「パッケージ」で総合的に推進

①「もっと女性が活躍できる建設業」地域協働推進事業

企業・業界・行政等の関係者のネットワークが協働で行う地域ぐるみの女性活躍を支える活動を深化

→ 地域での女性活躍を定着



②建設業・次世代女性リーダー育成

建設業の女性活躍を牽引する、次世代を担う女性リーダー層を育成・充実

○ロールモデルとなる所長・副所長級の女性リーダーの育成に向けた、

- ・建設業に特化した女性部下を持つ経営者向けの研修
- ・将来の現場で中核を担う女性向けの研修

※科学技術立国を支える理工系女性の育成にも資する取組。



③もっと女性が活躍できるモデル工事現場

女性技能者が働きやすい現場の具体的な実践事例が少ない。民間建築現場をはじめ、女性技能者が働きやすい現場を普及するためモデル工事現場を支援

[モデル現場創出に向けた支援の例]

- ・家庭との両立を実現する朝礼環境の整備
- ・女性の作業負担軽減に資する機器
- ・現場職人用の託児環境の整備
- ・現場アドバイザーの派遣

等



④女性活躍を応援する多業種横断プラットフォーム

建設業以外(メーカー等)のシーズ・アイデアと、建設業で働く女性のニーズをマッチングするプラットフォームを整備
女性に役立つ産業外の市場の創意・活力を取り込む

[プラットフォームの活動内容]

- ・コンソーシアムの設置
- ・女性活躍に役立つ新商品開発のサポート
- ・アンケートへの協力や試用のあっせん
- ・商品や様々な創意工夫、先駆的取組を戦略的に広報 等



(参画企業例)

- ・作業服メーカー
- ・工具メーカー
- ・仮設トイレ
- ・自動車 等

I 本委員会の設置の目的・経緯

1. 本委員会の設置の目的
 ○ 基礎ぐい工事問題の実態や要因等について専門的見地から検討した上で、再発防止策の提言を行う

2. 本委員会の構成
 委員長 深尾精一（首都大学東京名誉教授）
 他8名の学識経験者によって構成

3. 審議の経緯
 ○ 本委員会は平成27年10月27日に設置を決定。11月4日に第1回が開催された後、これまでに計6回開催され、12月25日に本報告書を中間とりまとめ

II 基礎ぐい工事問題の概要

【横浜市のマンション事案の概要】

(1) 施工体制（元請・1次下請・2次下請）
 ○ 元請は下請に対する是正指導等を行っていなかった。また、施工に関する責任を巡って施工全体に係る一義的な責任を果たしているとは言い難い
 ○ 1次下請は主な工事を再下請し、自ら総合的に企画・調整等を行っていなかった
 ○ 1次下請も2次下請も主任技術者（専任を要する）が他の現場と兼任していた
 ○ 2次下請のくい工事管理者は他の会社の社員であった

(2) 基礎ぐい工事の施工
 ○ 元請と施工会社との間でくいの支持層到達を巡る認識に齟齬がみられる
 ○ 元請・下請ともに電流計データ等の報告等のルールが定められていなかった
 ○ 電流計データ等が取得できない場合の対応も定められていなかった

(3) マンションの安全性の確認
 ○ 横浜市（特定行政庁）が事業主等に指示し安全性を検証中であり、震度6強から7に達する程度の地震で倒壊等しないことは確認

【電流計データ等の流用】

① 旭化成建材に対する調査
 ○ 過去に施工した3,052件中、360件のデータ流用が判明

② 旭化成建材以外に対する調査
 ○ 8社56件で流用判明 ⇒ 業界で広くデータ流用が行われていた

③ データ流用に係る主な原因
 ○ 主な要因はデータ取得ができなかったことによるものが多く、その理由は機械の不具合、不注意によるミス、管理・保管ミス等による

【安全性確認の状況】

○ 電流計データ等の流用があった建築物のうち調査結果が明らかとなったものとみると、横浜市のマンション以外で安全上の問題が生じているものはなかった
 ⇒ データ流用と建築物の安全上の問題との関連性は低い

III 横浜市のマンション事案とデータ流用の実態を踏まえた問題の総括

5つの論点

- 安全・安心と信頼**
国民の信頼回復のため、再発防止に全力で取組
- 業界の風潮個人の意識**
データ流用を許容しない風潮等の醸成
- 責任体制**
発注者・設計者・元請・下請等の各々の責任を果たす体制
- 設計と施工**
地盤条件等の共有と現場に即したルールによる施工
- ハードウェア**
機械等の高度化やIT技術の活用

○ 5つの論点に関する基本的な考え方を踏まえ、「事案から直接判明した課題」と「事案の背景にあると考えられる課題」を整理

○ 「直接判明した課題」に対しては、主に基礎ぐい工事に関する適正な施工等のための体制構築、「背景にあると考えられる課題」に対しては、主に建設業の構造的な課題に関する対策を実施

IV 再発防止策 一本委員会による提言一

1. 基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び施工管理のための体制構築

現場に即した明確なルールのもと適正な施工を確保

【設計】 地盤の特性に応じた設計方法等に関する周知徹底

- 地盤情報が不十分な場合の追加の地盤調査の実施
- 複雑な地盤の場合の設計方法や留意事項等を十分に認識して設計
- 地盤情報や施工上の留意事項の施工者との情報共有

【施工】 施工ルールの策定と現場での導入等

- 国土交通省は一般的に遵守すべき施工ルールを作成し提示
- 建設業団体はこれに準拠し速やかに自主ルールを策定
- 国土交通省は一般的ルールの遵守について必要な指導

【一般的に遵守すべき施工ルールとして提示する内容例】

項目	具体的内容
施工体制	・元請は下請の主任技術者の配置状況等施工体制を確認 ・施工前に地盤条件等を下請と共有 等
支持層到達の判断	・元請の監理技術者が到達に責任を負う ・下請の主任技術者が技術的に判断、元請はその判断が正しいか確認 ・元請の監理技術者は本ぐいのうち立ち会って確認するくいを事前に決定 等
施工記録	・施工データが支持層到達を確認する記録として妥当かを元請が確認 ・データが取得できない時の補充方法をあらかじめ決定 ・ICTの活用による施工管理の合理化の推進 等

【工事監理】 ○ 適切な施工管理を補完するための工事監理ガイドラインの策定
 ○ 建築基準法に基づく中間検査における工事監理状況の確認

速やかに実行し、適正な施工のための体制を構築

2. 建設業の構造的な課題に関する対策

構造的な課題に国土交通省と建設業界が正面から取り組む

元請・下請の責任・役割の明確化と重層構造の改善

- 元請の統括的な管理責任のあり方
- 元請監理技術者と下請主任技術者の各々の施工管理上の役割の明確化
- 下請の主任技術者の適正配置のあり方
- 実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除

技術者や技能労働者の処遇・意欲と資質の向上

- 技術者制度のあり方
- 技能労働者の就労構造のあり方
- 技能労働者の経験が蓄積されるシステムの導入
- 就労環境の改善（適切な賃金水準の確保、教育訓練の充実・強化等）

民間工事における役割・責任の明確化と連携強化

- 発注者・設計者・元請・下請等の請負契約等の適正化（設計変更などの協議のルールの明確化等）
- 施工責任を専門的見地から審査・検証・調停する中立的な組織・機能の検討
- 施工に関する情報の積極的な公開

○ 実行可能な施策から順次実施
 ○ 検討が必要な施策は速やかに議論の場を設け、建設業の将来像を見据えて対策

○「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」中間とりまとめ報告書（平成27年12月25日）

基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び 施工管理のための体制構築に関する提言（抄）

【施工】

- 施工ルール策定と現場での導入等
（一般的に遵守すべき施工ルールを作成し提示）

【工事監理】

- 適切な施工管理を補完する工事監理ガイドラインの策定

建設業の構造的な課題に対する対策に関する提言（抄）

- 元請・下請の施工体制上の役割・責任の明確化と重層構造の改善
- 民間工事における関係者間の役割・責任の明確化と連携強化
- 技術者や技能労働者の処遇・意欲と資質の向上

○基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び 施工管理のための体制構築（平成28年3月4日）

【施工】建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき 施工ルール（告示）を策定

- 建設会社が遵守すべき事項として以下を規定
 - ・施工体制に係る事項（元請による施工体制の確認 等）
 - ・くいの支持層への到達に係る一般的な事項
（元請による試験ぐいへの立会い 等）
 - ・施工記録に係る一般的な事項
（施工記録が取得できない場合の代替手段の確保 等）

【工事監理】工事監理者が基礎ぐい工事における工事監理を 行うに当たって留意すべき点をガイドラインとして策定

- 工事監理者が留意すべき点として以下を規定
 - ・工事監理方針の決定にあたって把握すべき事項
（地盤条件や工事施工者の施工記録の確認方法等を把握）
 - ・工事監理の実施方法
（工事施工者の確認が適正に行われているか等を確認） 等

上記のほか、基礎ぐいに関する設計上の留意点や建築基準法の
中間検査における留意点を周知

○建設業の構造的な課題に対する対策

- ・中央建設業審議会基本問題小委員会において検討
（委員長:大森文彦 弁護士・東洋大学法学部教授）
- ・1月27日に初会合開催 ※以降、月1回程度開催
- ・3月2日に第2回、3月31日に第3回を開催
- ・6月を目処に中間とりまとめ



基本問題小委員会（1月27日）

2. 解体工事業追加に係る制度について (施行:平成28年6月1日)

2. (1)業種区分の新設について

業種区分の見直しの基本的な考え方

(前提条件) 規制の強化等の影響や社会的負担の増加と比較考量しても、社会的課題の解決又は疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保に顕著な効果が見込まれること

業種区分の新設にあたっては更に

- ・当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できること
- ・現在、ある程度の市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれること

が必要である。また、商慣行等の秩序を乱す恐れもあるため、業界内での意見調整、準備の熟度が高まっていることが必要。

建設業者団体等からの要望について検討

業種区分の見直しの方針

1. 解体工事について

現在、施工管理の不備等による事故が発生している等の状況に鑑み、可能な限り早期に「解体工事」について、業種区分を新設
(とび・土工・コンクリート工事からの分離独立)

2. 建設工事の内容、例示、区分の考え方について

建設業者団体等を通じて確認された施工実態や取引実態の変化等の現状を鑑み、早期に告示、ガイドラインの一部を改正

⇒施工実態や取引実態の変化、施工技術の進歩等を速やかに反映する必要があるため、今後も機動的に見直しを行うべき

(さらなる検討について)

＝今回のヒアリング等を通じて寄せられた意見＝

業種が全体としてアンバランスで分かりにくいのではないか。

高度な専門的技術の推進など、建設業者団体のモチベーションの向上も適正な施工を図る上で重要

本格的な維持管理更新時代を迎え、施工の適正化のための取組みを推進すべき

建設業に関する施策と他分野との連携により対応すべきものもあるのではないか。

- 
- ・今回の業種区分の見直しにあたって整理した基本的考え方のあり方も含め、業種区分のあり方を引き続き議論
 - ・建設業者団体の自主的な取組の促進、他分野との連携等について、不断に検討
- ⇒検討の熟度が高まったものから更なる業種区分の見直しなどの対応を図ることが必要。

<参考> 解体工事に係る公衆災害等の事例

日時	工事の概要	事故の概要	被害
平成15年 3月13日	8階(地下1階、地上7階)建ての建物の解体工事 (静岡県富士市)	外壁部分の鉄骨を内側からワイヤーで固定する前に、既存の鉄筋を切断したため、5階部分の外壁の一部(縦3m×横15m)が公道(県道吉原停車場・吉原線)に崩落。	<ul style="list-style-type: none"> 作業員2名が墜落死。 県道信号待ちの車の搭乗者4名が崩落した外壁の下敷きとなり、車内にいた2名が死亡、2名が負傷。
平成16年 2月28日	ビルの解体工事 (東京都立川市)	重機のアームで2階部分の壁を挟み、歩道と反対側に引き倒そうとした際、アームから壁が外れて歩道に崩落。	<ul style="list-style-type: none"> 自転車で通りかかった男性1人が軽いけが、破片が飛び散り走行中の自動車6台に傷がついた。
平成16年 12月6日	ホテルの解体工事 (北海道旭川市)	2階から4階の建物外壁部分(高さ約10m×幅約24m)をワイヤーにて内側に引き倒す作業中、ワイヤーが切れ道路側に崩落。	<ul style="list-style-type: none"> 走行中の車1台が下敷き。 なぎ倒した電柱4本が路上に駐車中の車3台に激突。 一時周囲の約300戸で停電。
平成20年 7月3日	木造2階建て建物の解体工事(東京都品川区)	解体建物が傾き、外壁を覆っていたシートと足場の金属製パイプが、隣接するJRの線路上に落下。	<ul style="list-style-type: none"> JR線24本が運休し、計約6万人に影響。
平成22年 10月14日	アルミ加工工場の解体工事 (岐阜県岐阜市)	作業中のクレーンの先端が、壁に固定されていた足場に引っかかり、外そうとする動きをした直後、コンクリート製の外壁が高さ約11m、幅約18mにわたって道路(市道)側に倒壊。	<ul style="list-style-type: none"> 自転車で通りかかった女子高生が倒壊した壁の下敷きとなり、死亡。
平成23年 11月13日～ 28日	ホテルの解体工事 (宮城県仙台市)	9階建てのホテルを解体するにあたりアスベストを除去しないまま作業を開始した箇所があった。	<ul style="list-style-type: none"> ホテル敷地境界でWHOが定める基準値(大気1リットルあたり10本)を上回るアスベストが検出。
平成23年 12月	平屋工場(鉄骨造)の解体工事(長野県)	屋根の上で屋根を固定しているフックとナットを取り外す作業を歩み板、防網などの踏み抜き防止措置が講じないまま行っていたところ、墜落。	<ul style="list-style-type: none"> 屋根材を踏み抜き、高さ約10m下のコンクリート床面に墜落し、死亡。 (※)踏み抜き事故、他多数。
平成24年 2月17日	地上4階建てのビルの解体工事(東京都新宿区)	4階建てのビルの解体工事において、壁の梁を建物内に倒す予定が何らかの理由で外側に倒れ、落下。	<ul style="list-style-type: none"> 1名が壁の下敷きになり死亡 1名が転落し骨折。 (※)建材等の落下等の事故、他多数。
平成26年 4月3日	ビルの解体工事 (兵庫県神戸市)	作業中、鉄骨がつかみ機から抜け、その反動で鉄骨が道路側の足場に倒れ、足場とともに道路に崩落	<ul style="list-style-type: none"> 通行人2名が負傷(うち1名は首の骨を折る重傷)。

●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）
 ・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。 → 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
 - 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。 → 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務
- 建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】
 - 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
 - 談合の防止
 - 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】
 - 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】
 - 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
 - ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】
 - 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
 - ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備^(※)するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】
 - 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底
- ※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】
- ⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

**品質確保法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、
 現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現**

経緯

- 4/4 参議院本会議可決（全会一致）
- 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- 6/4 公布

施行日

- 公布の日（H26.6.4）に施行（③）
- H26.9.20に施行（①）
- H27.4.1に施行（②⑤⑥⑦）
- H28.6.1に施行（④）

業種区分の新設(解体工事)について

施工能力を有する
建設業者への発注

疎漏工事・公衆災害の防止

専門工事業の
地位の安定、技術の向上

建設業法

建設業者

技術者

建設業者

技術者

小規模建設業者
土木工事請負額
500万円以下

【許可の要件】

- ・技術力
- ・経営能力
- ・誠実性
- ・財産的基礎

業種ごとに建設業許可

28業種(S46制定)

- 総合2業種
 - ・土木
 - ・建築

● 専門26業種

- ・大工
- ・左官
- ・とび・土工

とび・土工

解体

技術者

業種に応じた技術者を
営業所や現場に確保・配置

- 実務経験
- 資格(技術検定等)

解体の実務経験、資格を
有する技術者の配置が必要

現在の業種区分

土木工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	内装仕上工事業
建築工事業	鋼構造物工事業	機械器具設置工事業
大工工事業	鉄筋工事業	熱絶縁工事業
左官工事業	ほ装工事業	電気通信工事業
とび・土工工事業	しゅんせつ工事業	造園工事業
石工事業	板金工事業	さく井工事業
屋根工事業	ガラス工事業	建具工事業
電気工事業	塗装工事業	水道施設工事業
管工事業	防水工事業	消防施設工事業
		清掃施設工事業

今回解体工事業を新設する背景

- ・重大な公衆災害発生
- ・環境等の視点
- ・建築物等の老朽化 など

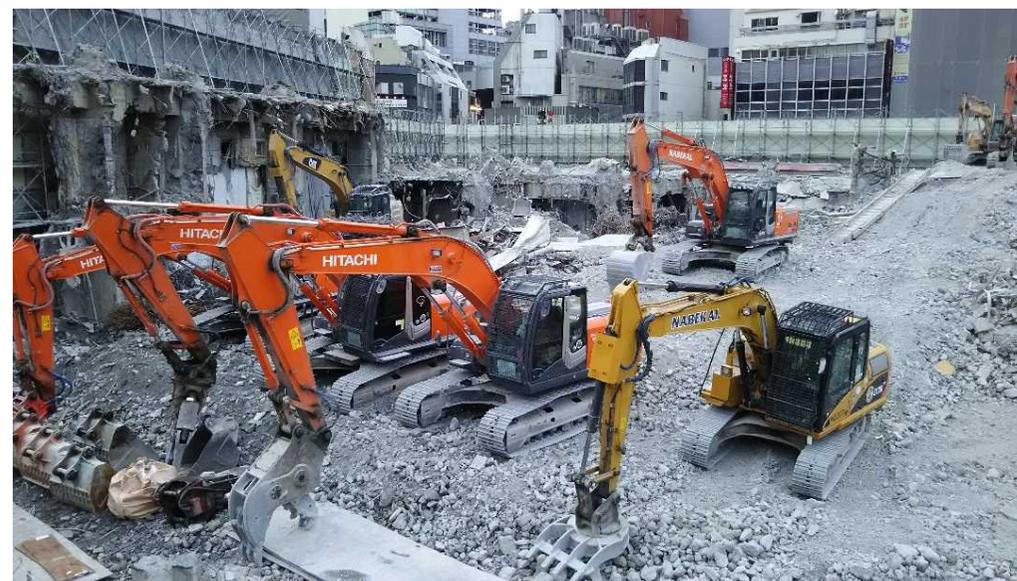
○施行日

平成28年6月1日

○経過措置（既にとび・土工工事業の許可を受けている業者）

- ①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間（平成31年5月31日まで）**は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。
（平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要）

- ②施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなす。



解体工事の内容、例示、区分の考え方について

(平成26年12月25日改正)

建設工事の種類(建設業法別表)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(ガイドライン)	建設工事の区分の考え方(ガイドライン)
とび・土工・コンクリート工事	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 <u>工作物の解体</u> ※等を行う工事 ロ)～ハ) (略)	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 <u>工作物解体工事</u> ※ ロ)～ハ) (略)	(略)
<u>解体工事</u> ※	<u>工作物の解体を行う工事</u> ※	<u>工作物解体工事</u> ※	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。*</u>

※ 平成28年6月1日から施行。

告示: 建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容(H26.12.25改正)

ガイドライン: 建設業許可事務ガイドライン(H26.12.25改正)

HPアドレス: <http://www.milt.go.jp/common/001064710.pdf>

<参考> 建設リサイクル法について

- 業種区分「解体工事」が平成28年6月1日から施行されることとあわせて、建設リサイクル法に基づく解体工事業登録の免除規定も改正。
- 法施行前にとび・土工工事業の許可を得て解体工事を営んでいる者については、平成28年6月1日から3年間は解体工事業登録は不要。

建設リサイクル法の改正内容(平成26年6月4日交付、平成28年6月1日施行)

法第二十一条

解体工事業を営もうとする者(建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業~~解体工事業~~に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。)は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

注)平成28年6月1日以降にとび・土工工事業の許可を得た場合は、上記が適用されないため、解体工事業の許可(建設業法)を得るか、解体工事業登録(建り法)が必要。

2. (2)技術者要件について

解体工事の適正な施工確保に関する検討会

解体工事の適正な施工を確保するため、解体工事に配置される技術者に求められる技術及び知識について検討を行うことを目的として設置。

<委員>

- | | |
|--------|----------------|
| 朝吹香菜子 | 国土舘大学工学部准教授 |
| 笠井 哲朗 | 東海大学工学部教授 |
| ◎嘉納 成男 | 早稲田大学理工学術院教授 |
| 角田 誠 | 首都大学東京都市環境学部教授 |
| 湯浅 昇 | 日本大学生産工学部教授 |
| | ◎座長 (五十音順、敬称略) |

<開催経緯>

- ・平成26年8月～平成27年3月(計6回開催)
- ・平成27年6月3日 中間とりまとめ公表
- ・平成27年6月4日～7月6日 中間とりまとめパブリックコメント



<とりまとめ(平成27年9月16日)>

◆新たな解体工事の技術者資格

【監理技術者の資格等(次のいずれか)】

- ・ 1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))、実務経験※1を有する者

【主任技術者の資格等(次のいずれか)】

- ・ 監理技術者の資格
- ・ 2級土木施工管理技士(土木)、2級建築施工管理技士(建築又は躯体)、とび技能士(1級又は2級)、建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士、実務経験※2を有する者

※1 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

※2 解体工事に関し大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験を有する者

※3 土木施工管理技士、建築施工管理技士、技術士における既存資格者については解体工事の実務経験や関連講習の受講など施工能力の確認が必要

※4 とび技能士(2級)については、合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験が必要

解体工事業の技術者要件(改正省令第7条の3)

●監理技術者要件

次のいずれかの資格等を有する者

- ・1級土木施工管理技士※1
- ・1級建築施工管理技士※1
- ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))※2
- ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

●主任技術者要件

次のいずれかの資格等を有する者

- ・監理技術者の資格のいずれか
- ・2級土木施工管理技士(土木)※1
- ・2級建築施工管理技士(建築又は躯体)※1
- ・とび技能士(1級)
- ・とび技能士(2級)合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・登録技術試験(種目:解体工事)
- ・大卒(指定学科※3)3年以上、高卒(指定学科※3)5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

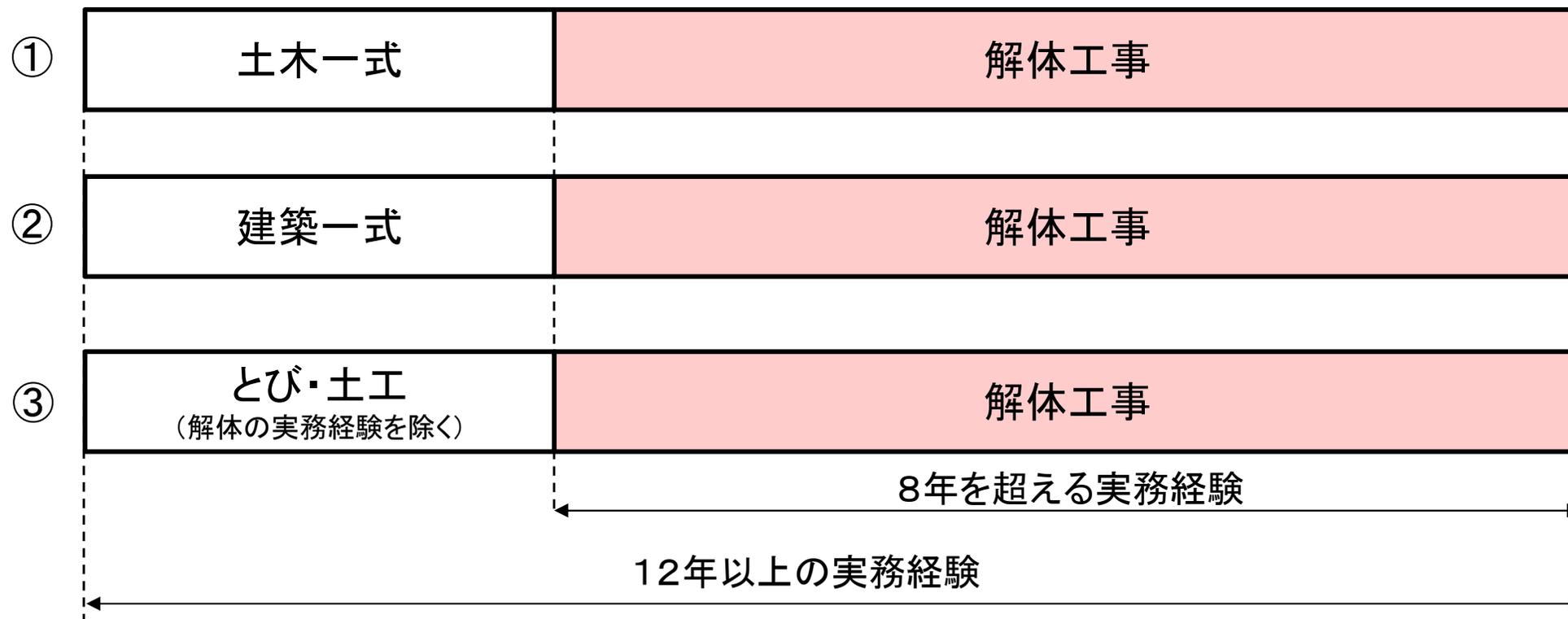
※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※3 解体工事業の指定学科は、土木工学又は建築学に関する学科

<参考> 実務経験(他業種との組合せ)による技術者要件について

- ①土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ②建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ③とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者



登録技術試験(種目:解体工事)について

登録技術試験(種目:解体工事)の内容

科目	内容
解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令に関する事項
土木工学及び建築工学に関する科目	構造力学、材料学その他の基礎的な土木工学及び建築工学に関する事項
解体工事の技術上の管理に関する科目	解体工事の施工計画、施工管理、安全管理その他の技術上の管理に関する事項
解体工事の施工方法に関する科目	解体工事に係る木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項
解体工事の工法及び機器に関する科目	解体工事の工法及び機器の種類及び選定に関する事項
解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項
試験時間	3時間30分

※平成28年6月1日より登録試験の申請開始、登録後順次、官報公告を行う。

(登録技術試験の名称)合格証明書

氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日

この者は、建設業法施行規則第七条の四第一号の表の登録技術試験のうち、(登録技術試験の種目)に合格した者であることを証します。

(登録技術試験の名称)の
 合格年月日 _____ 年 月 日
 交付年月日 _____ 年 月 日
 合格証明書番号 _____ 第 _____ 号

(登録技術試験実施機関の名称) _____ 印

(登録番号 第 _____ 番)

← 合格証明書の様式

●とび・土工工事業の主任技術者要件の追加(改正省令第7条の3)

とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者



解体工事業の技術者要件に関する経過措置

○技術者要件に関する経過措置

平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなす。

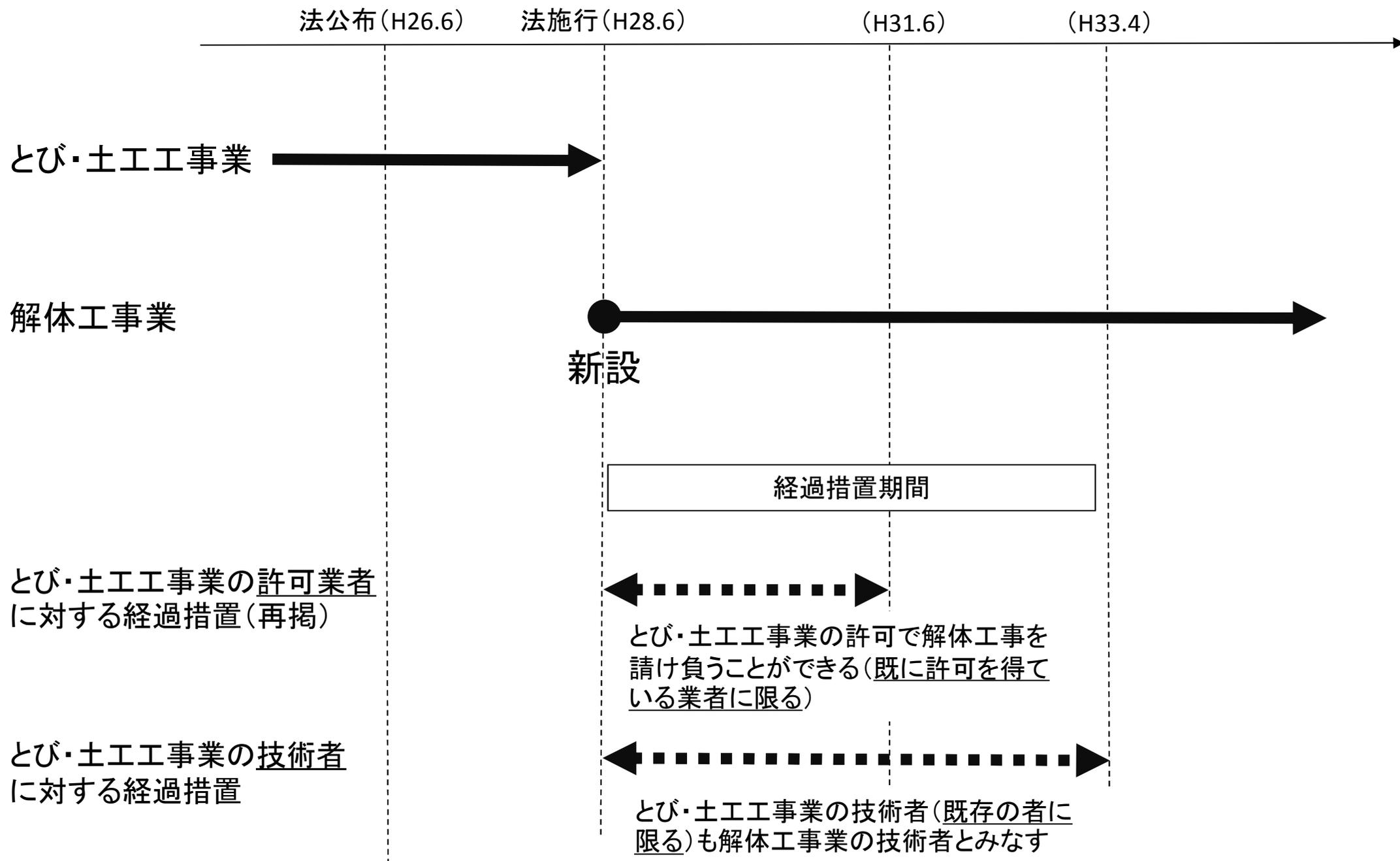
（例1）平成27年度までに合格した1級建築施工管理技士の場合

平成33年3月31日まで	平成33年4月1日以降
<ul style="list-style-type: none"> ●解体工事に関する実務経験無し →解体工事業の技術者とみなす ●解体に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習受講者 →解体工事の技術者 	<p><u>解体工事に関し1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していれば、解体工事業の技術者となる</u></p>

（例2）平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士（薬液注入）の場合

平成33年3月31日まで	平成33年4月1日以降
<p><u>解体工事業の技術者とみなす</u></p>	<p><u>解体工事業の技術者ではない</u></p>

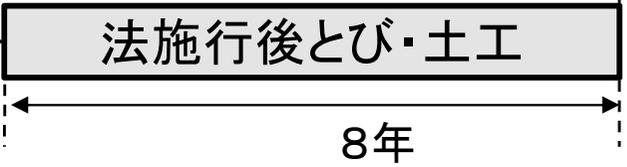
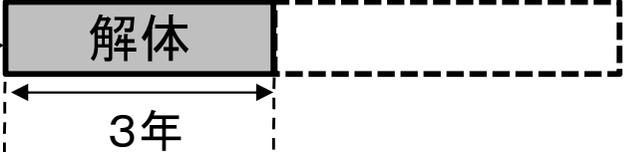
とび・土工工事業の経過措置について(再掲)



法施行前のとび・土工事業の実務経験年数の取扱について

- ◆ 新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とする。
- ◆ 解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数*とする。

法施行前における解体工事の実務経験の算出例

	法施行前の実務経験	法施行後の取扱
法施行後 とび・土工事業		
解体工事業		

※法施行前の解体工事の実務経験年数の算出については、実務経験証明書や請負契約書等で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

(注意) 実務経験のみで技術者となる場合は、実務経験による技術者要件(大卒(指定学科):3年以上等)を満たす実務経験年数が必要。

2. (3) 経営事項審査について

- 業種区分「解体工事」の新設に伴い、解体工事業に係る経営事項審査を新設。
- 法施行後3年間（平成28年6月1日～平成31年5月31日まで）に限り、経営事項審査についても経過措置を規定。

「解体工事業」に係る経営事項審査の欄を新設

◆経営事項審査において、許可業種ごとに異なる数値を記載するのは以下の赤字の審査項目◆

$$\text{総合評定値}(P) = 0.25 \overset{\text{完成工事高}}{X_1} + 0.15 \overset{\text{自己資本比率等}}{X_2} + 0.20 \overset{\text{経営状況}}{Y} + 0.25 \overset{\text{技術力}}{Z} + 0.15 \overset{\text{その他審査項目(社会性等)}}{W}$$

の解体工事業
の経営では

① **解体工事の完成工事高** について申請

② **解体工事の元請完成工事高**
③ **解体工事の技術職員数** について申請

経営事項審査の経過措置（平成28年6月から3年間に限る）

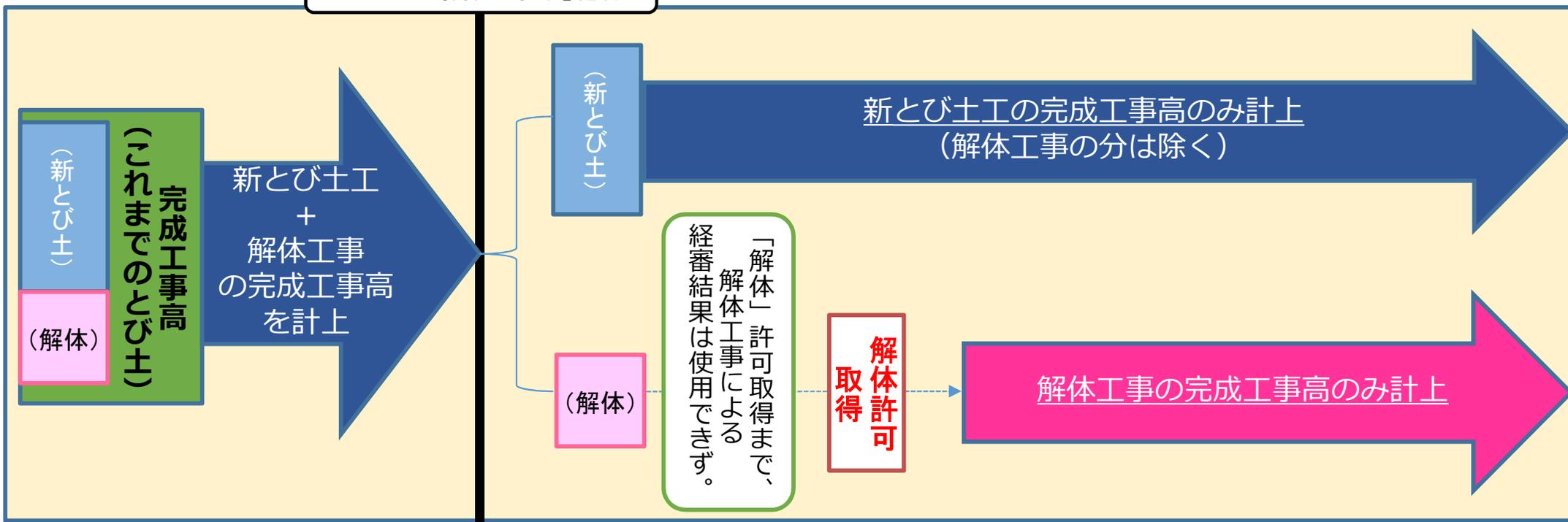
- 改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値も算出し、通知を行う
- 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなす（通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となることを認める）

経過措置期間中に限り、**とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）**を使用し、**これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果**を算出可能とする

解体業追加による経営事項審査の変化

◆ 法施行後、これまでのとび・土工工事業の完成工事高は、解体工事を除くとび・土工工事業（新とび・土工工事業）と解体工事業に分けて計上する必要があるため、とび・土工工事業の経審結果（P値）に変動が生じる可能性がある。

H28.6.1 「解体工事業」施行



想定される主な変化

【完成工事高について】

これまで、「とび・土工・コンクリート」に含まれていた「解体」の完成工事高を分離

⇒ 「とび土・土工・コンクリート」の完成工事高が減少

【技術職員数について】

技術職員として申請できるのは1名につき2業種までであることから、「とび・土工工事業」の技術職員としてカウントしていた職員の一部を「解体工事業」の技術職員として置き換え。

⇒ 「とび土・土工・コンクリート」の技術職員数が減少

法施行後の経営事項審査結果通知書(現行～経過措置～完全施行)

◆ 法施行後、「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄が追加され、完全施行後に「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」が削除される。

現在

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)	
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高		技術職員数				
					年平均	一級	(講習受講)	基幹	二級		その他
	土木一式 プレストレストコンクリート構造物										
	とび・土工・コンクリート 法面処理										
	清掃施設 その他										
	合計										

解体工事を含む
「とび・土工・コンクリート」

H28.6.1

経過措置
期間

	土木一式 プレストレストコンクリート構造物										
	とび・土工・コンクリート 法面処理										
	清掃施設 解体										
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)										
	その他										
	合計										

解体工事を除いた
「とび・土工・コンクリート」

「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体
(経過措置)」の欄が追加される

H31.6.1

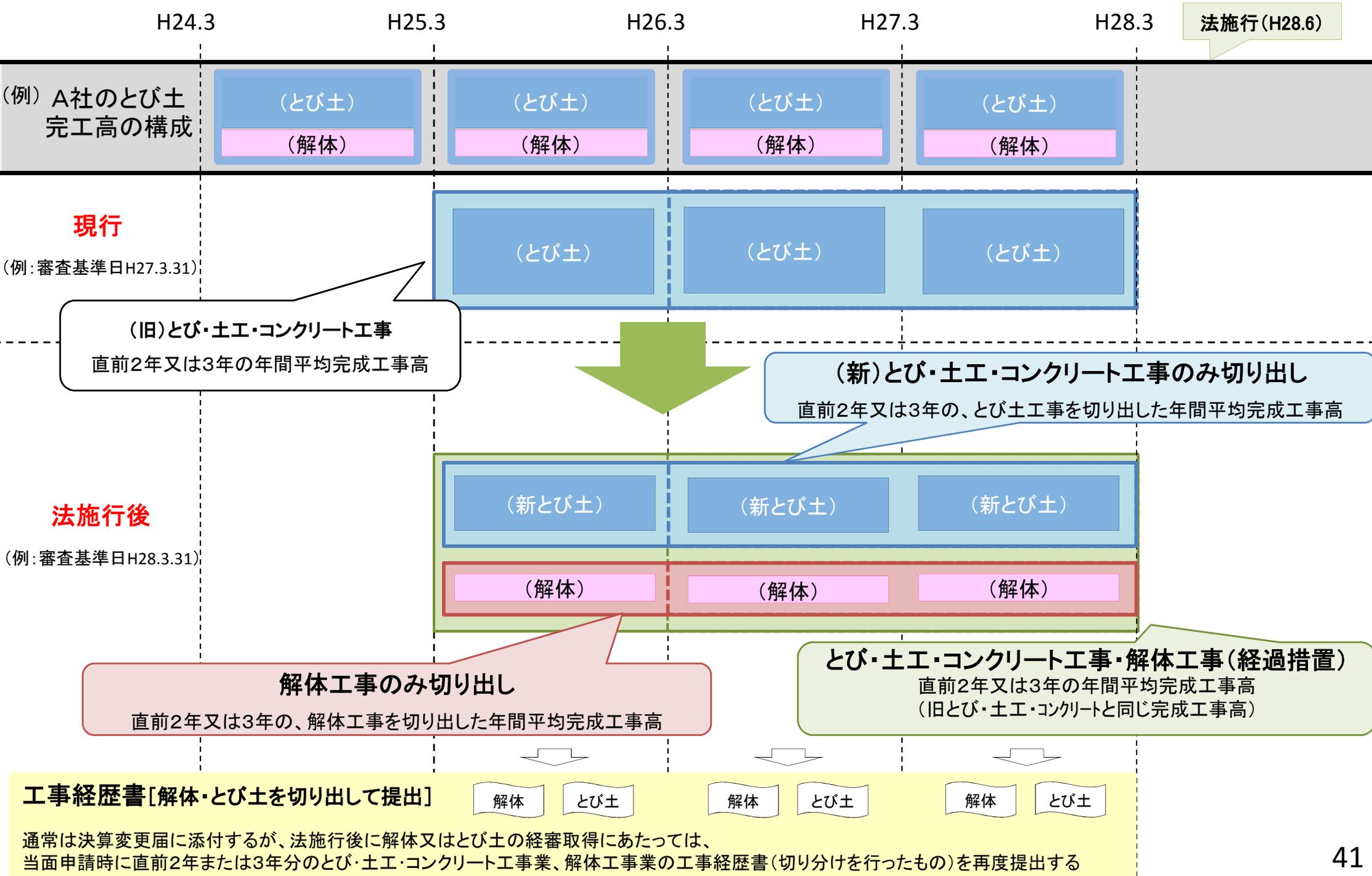
完全施行

	土木一式 プレストレストコンクリート構造物										
	とび・土工・コンクリート 法面処理										
	清掃施設 解体										
	その他										
	合計										

解体工事を除いた
「とび・土工・コンクリート」

「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」
の欄が削除される

解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けについて



経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の完成工事高)

- ◆法施行後は、「とび・土工・コンクリート」の欄には、解体工事を除くとび・土工工事業の完成工事高を、「解体」の欄には解体工事業の完成工事高を記入。
- ◆「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄には、「とび・土工・コンクリート」と「解体」の完工高を合算した値を記入。

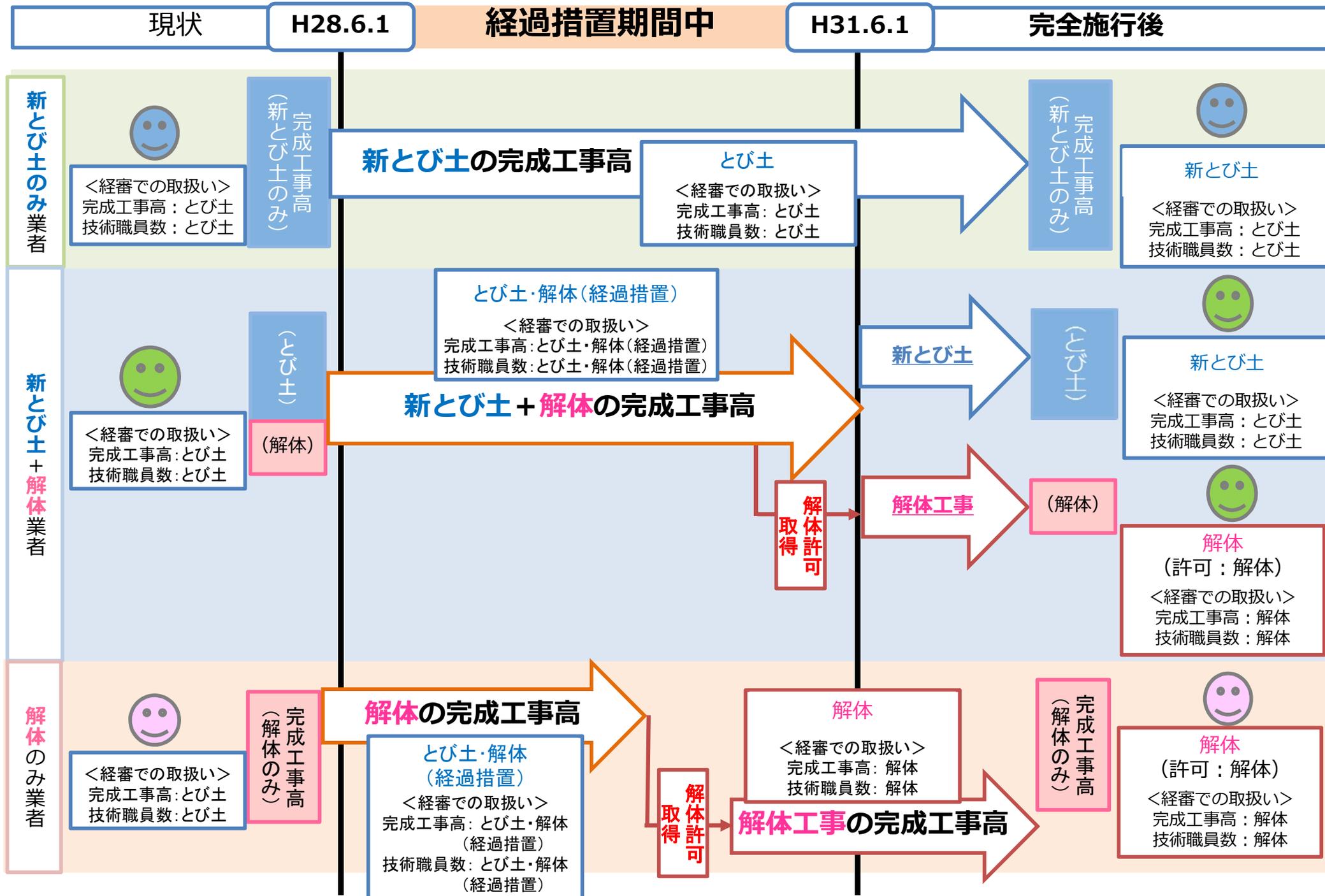
許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点(Z)	
			年平均	評点(X ₁)	元請完成工事高 年平均	技術職員数					
						一級	(講習受講)	基幹	二級		その他
	土木一式		100,000		100,000						
	プレストレストコンクリート構造物										
	...										
①	とび・土工・コンクリート 法面処理		100,000		70,000						
	...										
②	清掃施設 解体		30,000		0						
③	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)		130,000		70,000						
	その他の 合計		230,000		170,000						

解体工事を除いた「とび・土工・コンクリート」

「とび・土工・コンクリート」と「解体」を合計した完成工事高

- ✓ 法施行前にとび・土工工事業で請け負った完成工事高については、法施行後の新とび・土工工事業又は解体工事業のいずれかに分類し、それぞれ「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の欄に記入。
- ✓ 「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の完成工事高は、旧とび・土工工事業の完成工事高と同じとなる(完成工事高:③=①+②)。

経営事項審査の取扱いについて(算出される経審点数の例)



経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の技術職員数) ①

- ◆ 現行は、1人の技術職員に対し、2業種まで申請することができる。
- ◆ 経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)に限り、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2つを選んだ場合のみ、その他1業種を追加で申請することができる。

現行

区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)	
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 年平均	技術職員数					
						一級	(講習受講)	基幹	二級		その他
	土木一式					1					
	プレストレストコンクリート構造物										
	：										
	とび・土工・コンクリート					1					
	法面処理										
	：										

【現行】
1人の技術職員に対し、
2業種まで申請可能

経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 年平均	技術職員数				
						一級	(講習受講)	基幹	二級	その他
	土木一式					1				
	プレストレストコンクリート構造物									
	：									
	とび・土工・コンクリート					1				
	法面処理									
	：									
	清掃施設									
	解体					1				
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)					1				

【経過措置】
「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2業種を選択した場合に限り、その他1業種を追加で申請可能。

【経過措置】
「とび・土工・コンクリート」又は「解体」を比較し、点数の高い方が自動的に反映される

経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の技術職員数) ②

1人の技術職員に対して3業種申請できない例

✓ 下記の場合、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」を選択していないため、3業種に申請することはできない。

※3業種申請できるのは、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の両方を申請した場合のみ

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 年平均	技術職員数					評点 (Z)
						一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	
	土木一式 プレストレストコンクリート構造物					1					
	⋮										
	とび・土工・コンクリート 法面処理					1					
	⋮										
	舗装					1					
	⋮										
	清掃施設 解体										
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)					1					

「とび・土工・コンクリート」には申請しているが、「解体」には申請していない。

「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2業種を選択していないため、3業種申請できない。

技術職員点数について

◆5点の資格については、監理技術者資格者証の交付を受けた場合6点となる。

		資格区分		点数					
				土	建	…	と	…	解
建設業法	技術検定	1級建設機械施工技士		5			5		5
		2級建設機械施工技士（第1種～第6種）					2		2
		1級土木施工管理技士		5			5		5
		2級土木施工管理技士	種別	土			2		2
				薬液注入			2		2
		1級建築施工管理技士			5		5		5
2級建築施工管理技士	種別	建		2			2		
		躯体			2		2		
民間資格		地すべり防止工事（実務1年）					1		1
		解体工事							2
技術士法	技術士	建設・総合技術監理（建設）		5			5		5
		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		5			5		5
		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		5			5		5
		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		5			5		5
		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		5			5		5
職業能力 開発促進法	技能検定	とび・とび工（1級）					2		2
		とび・とび工（2級+実務3年）					1		1
		型枠施工（1級）					2		2
		型枠施工（2級+実務3年）					1		1
		コンクリート圧送施工（1級）					2		2
		コンクリート圧送施工（2級+実務3年）					1		1
		ウェルポイント施工（1級）					2		2
		ウェルポイント施工（2級+実務3年）					1		1
実務経験		実務経験を有する者					1		1

※赤字の点数は、平成28年5月31日までにとび・土工事業の技術者要件を満たしている者に対する点数。
技術者要件の経過措置期間（平成33年3月31日まで）に限り加点することができる。

3. その他の改正事項について

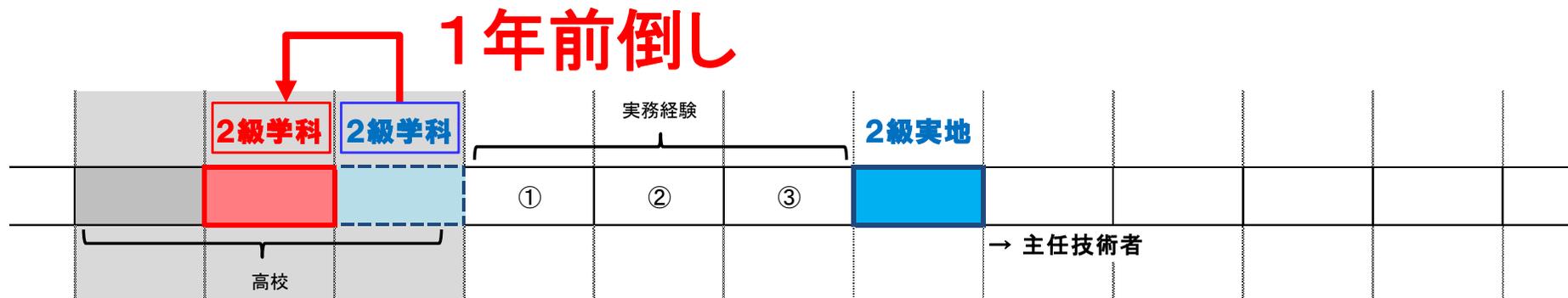
2級技術検定の受検要件緩和(学科試験の早期受験)

○ 全ての受検者に対し2級学科試験の受験に必要な実務経験を不要とすることにより、17歳になる年度から受検することができる。

<高校卒業者の例>

15才 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

高校卒
〔工業高校等
指定学科〕



高校卒
〔普通高校等
指定学科以外〕



※平成28年度から適用

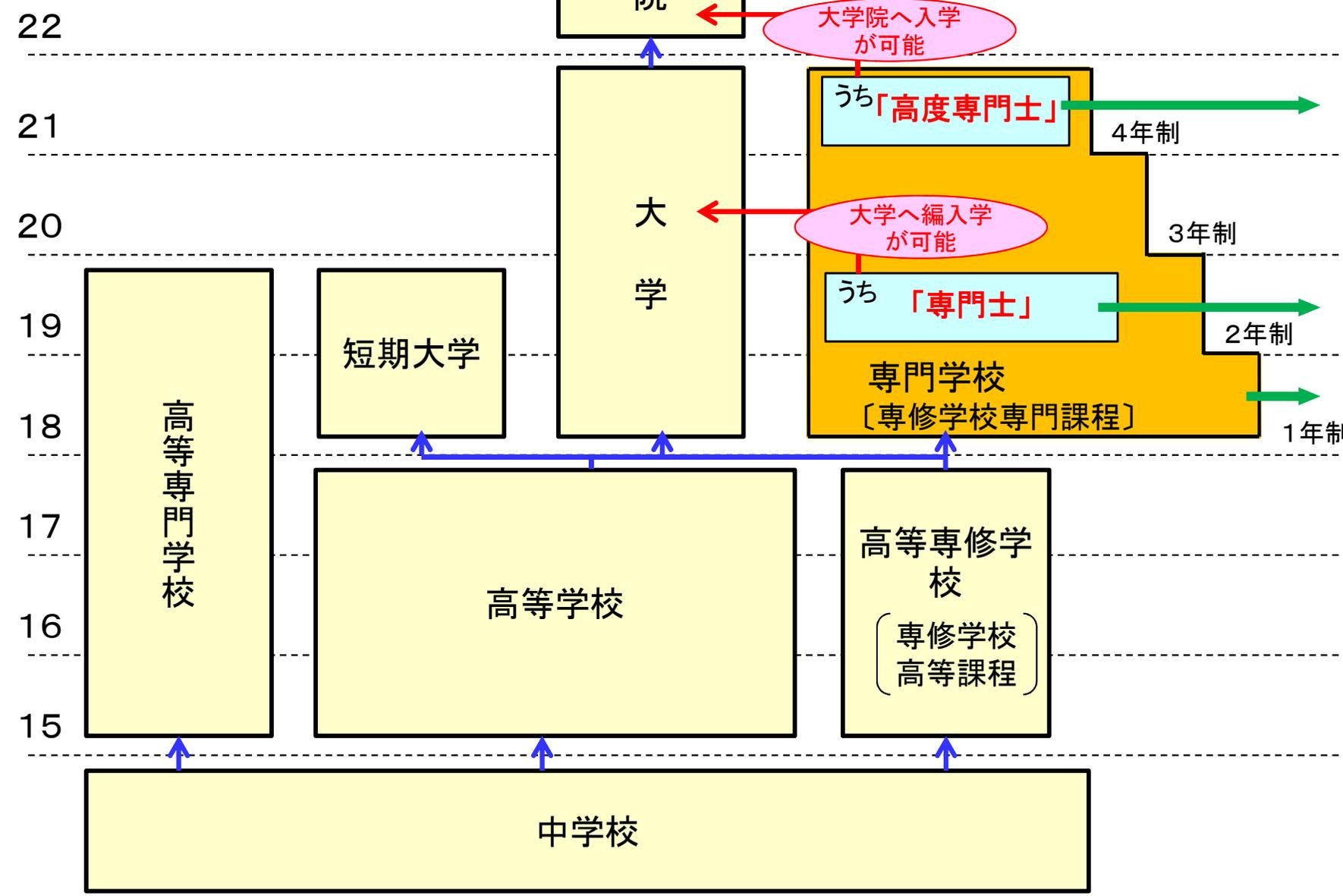
2級技術検定の受験地の拡大

(下線は平成28年度に追加する試験地)

検定種目	H28試験地
土木	札幌、釧路、青森、仙台、秋田、東京、新潟、富山、静岡、名古屋、大阪、松江、岡山、広島、高松、高知、福岡、鹿児島、那覇、(2級学科のみ:熊本) ※種目「鋼構造物塗装」「薬液注入」は札幌、東京、大阪、福岡
建築	札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、沖縄(2級学科のみ:帯広、秋田、 <u>盛岡</u> 、長野、出雲、倉敷、高知、 <u>長崎</u>)
電気	※建築・電気は同日実施
管	札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇、(2級学科のみ:宇都宮)
造園	※管・造園は同日実施
建設機械	北広島市(北海道)、滝沢市(岩手)、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇

専門学校卒業者の明確化(主任技術者の資格要件、技術検定の受験資格)(H28.4.1施行)

(年齢)



建設業法における扱い

大学卒と同等と扱う

短大卒と同等と扱う

高校卒と同等と扱う

- 元請業者が工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければならない。(建設業法第26条第4項)
- 選任された監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

氏名	年 月 日生	本籍
住所		
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日	
	交付番号 第 号	
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効	
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		印
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消滑	
有・無		

(表面)
(裏面)

備考	

監理技術者講習修了証	
修了証番号 第 号	
写 真	本籍 氏名
	(生年月日 年 月 日)
	この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。
修了年月日 年 月 日	
登録講習実施機関代表者	印
(登録番号 第 号)	

(裏面)

注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

改善後の監理技術者資格者証
(平成28年6月1日から統合)

氏名	年 月 日生	本籍
住所		
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日	
	交付番号 第 号	
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効	
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		印
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消滑	
有・無		

(表面)
(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了証番号: 第 号	修了年月日: 年 月 日
	氏名: _____	生年月日: _____
	講習実施機関名: _____	印
資格者証備考		

統合

※講習修了者がラベルを貼る又はCEで修了情報を確認出来た場合は印字 51

とび・土工工事業の新たな技術者要件(H28.6.1施行)

基礎ぐい工事問題・中間とりまとめを受け、基礎ぐい工事に係る技術者の技術力向上の観点から、とび・土工工事業の主任技術者の要件に新たに、国土交通大臣の登録を受けた基礎ぐい工事に係る民間試験(基礎施工士検定試験を想定)に合格した者を追加するよう整備
(建設業法施行規則の一部改正)

工事の種類	監理技術者資格	主任技術者資格 (左記の監理技術者資格に加え以下の資格を規定)
とび・土工 ・コンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> ○1級施工管理技士 (建設機械・土木・建築) ○技術士 ○実務経験者 *主任技術者要件に加え、 指導監督的実務経験を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○2級施工管理技士 (建設機械・土木・建築) ○技能士 (型枠施工、コンクリート圧送施工、 ウェルポイント施工、ブロック建築) ○地すべり防止工事士【民間資格】 ○基礎施工士【民間資格】 ※今回の省令改正で追加 ○実務経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・大卒後3年以上の実務経験 ・高卒後5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験

技術者配置にかかる金額要件の見直し(H28.6.1施行)

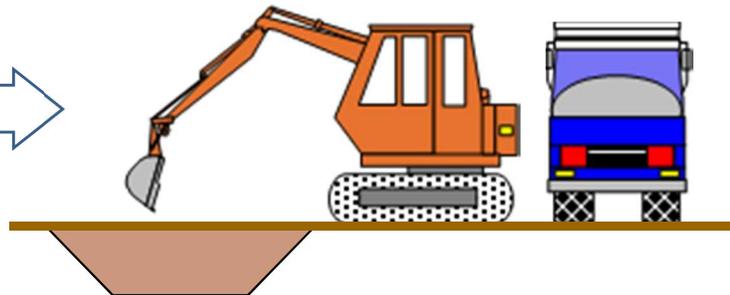
○物価上昇、消費税等を踏まえ、技術者の配置にかかる金額要件を見直します。

○工事現場毎に専任(=その工事にのみ従事すること)で技術者(監理技術者及び主任技術者)を配置しなければならない請負金額が変わります。

技術者



専任



2,500万円以上



3,500万円以上

※建築一式工事の場合は5,000万円以上→7,000万円以上

○元請企業が、配置技術者を監理技術者としなければならない下請金額の合計が変わります。

元請企業



監理技術者

下請
企業

下請
企業

下請
企業

3,000万円以上



4,000万円以上

※建築一式工事の場合は4,500万以上→6,000万以上

【参考】 監理技術者 : 下請金額が大きい場合に主任技術者に代えて必要となる、技術力の高い技術者(1級施工管理技士等)
主任技術者 : 工事現場の施工の技術上の管理をつかさどる技術者(2級施工管理技士等)

経営業務管理責任者要件については、「規制改革実施計画(H27.6.30閣議決定)」を受け、次のとおり所要の改正を実施

- 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について(平成13年国総建第99号、最終改正 平成28年5月17日国土建第102号)
- 建設業許可事務ガイドライン(平成13年国総建第97号、最終改正 平成28年5月17日国土建第99号)
 - 経営業務管理責任者としての経験を有する者の配置が求められる「役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者)」に、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等を追加する。
 - 業務執行を確認するための書類について、過去に行った請負契約の締結等経営業務に関する決裁書等に代えて、取締役会の議事録や人事発令等で足りることとする。

許可行政庁が、社会保険への加入等の建設業者の状況について照会する際の対象業者の特定が容易かつ正確になるよう、建設業法施行規則等を一部改正し、建設業許可申請書等に法人番号を記載する欄を新設

(記載欄を追加する様式)

○別記様式第1号(建設業許可申請書様式)

○別記様式第22号の2(変更届出書様式)

○別記様式第25号の11(経営事項審査申請書様式)

○許可事務ガイドライン別紙8(変更届出書様式)